

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	国民健康保険運営協議会事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松	
			担当者名	曾我	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	(24年度) 国民健康保険運営協議会費 (01-01-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条により「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。」ため設置すると規定されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる協議会の運営をめざす。						
対象者等	<p>本会の委員の定数は、国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条により、「次の委員をもって構成する。」と規定されている。委員の任期は2年（同法施行令第4条）。会長は公益代表委員のうちから全員で選挙（同法施行令第5条）。</p> <p>被保険者代表委員 6人 保険医等代表委員 6人 公益代表委員 6人 被用者保険等保険者代表委員 3人 計21人</p>						
内容	<p>本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条により、「協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。」と規定されている。</p> <p>(1) 医療の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事業。</p>						
経過	<p>1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年4月 被用者保険代表委員3名加入</p>						
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。						
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)</p> <p>1 会長が各代表委員を招集 2 会議は、委員定数の1/2以上が出席し、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ開催できない。 3 議事は、出席者の過半数で決する。</p>						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	291	291	291	305	305	305	305	
①決算額(25年度は見込み)	132	242	242	141	127	120	305	
②人件費等	2,135	1,271	1,222	436	847	826		
③減価償却費				145	311	323		
【事務分担当】(%)	25%	15%	15%	5%	10%	10%		
合計(①+②+③)	2,267	1,513	1,464	722	1,285	1,269	305	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	2,267	1,513	1,464	722	1,285	1,269	305	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	開催回数(25年度は見込み)	2回	1回	2回	1回	1回	1回	2回
	出席委員数(25年度は見込み)	35人	19人	35人	20人	18人	18人	42人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	委員報酬	125	委員報酬	117	委員報酬
災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	公務員災害補償基金掛金	1	公務員災害補償基金掛金	1	
需用費	食糧費（飲物代）	3	食糧費（飲物代）	2	食糧費（飲物代）	6	
賃借料	開催会場賃借料	0	開催会場賃借料	0	開催会場賃借料	8	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	諮問事項承認率	100%	100%	100%	100%	100%	諮問事項承認数／諮問事項数
②	委員出席率	100%	90%	90%	—	100%	出席委員数／委員定数
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	複雑化する医療保険制度について、引き続き各界・各層からの幅広い意見を聴く必要がある。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	趣旨普及費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	寺岡	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (25年度)	趣旨普及費 (01-01-01)				
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 25年度 <input type="radio"/> 24年度)		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 34 年度		根拠		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等		
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に周知するとともに、国民健康保険財政の現状等を区民全般に伝えることにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。				
対象者等	区民全般				
内容	1 国保だよりの発行(平成25年度予定) (1) 配布予定枚数 45,000部 (2) 配布予定時期 6月(45,000部) (3) 配布方法 6月配布～納入通知書に同封および各区民事務所窓口等で配布する。 2 あらかわ区報による周知(随時) 3 リーフレット等の配布 (1) 国保制度PR用リーフレット「くらしのみかた 国保ガイドブック」 (2) その他必要に応じて区内印刷で発行 4 ポスター等の掲示				
経過	1 昭和34年国民健康保険発足 2 国民健康保険が地域住民総合扶助の制度であることを、さまざまな方法により周知 3 平成16年度から、国民健康保険料賦課算定を1回とすることに伴い、国保だよりの発行回数(年3回)を必要に応じ発行(最大年2回)に変更				
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員)				

		(単位:千円)						
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算・決算額等の推移	予算額	834	930	1,055	944	946	1,041	1,019
	①決算額(25年度は見込み)	334	453	426	579	392	790	1,019
	②人件費等	4,697	4,235	4,072	2,180	1,270	1,239	
	③減価償却費				726	467	484	
	【事務分担当】(%)	55%	50%	50%	25%	15%	15%	
	合計(①+②+③)	5,031	4,688	4,498	3,485	2,129	2,513	1,019
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	5,031	4,688	4,498	3,485	2,129	2,513	1,019
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	国保だより(25年度は見込み)							
	発行部数	54,000部	54,000部	48,000部	121,000部	48,000部	48,000部	45,000部
	発行回数	1回	1回	1回	2回	1回	1回	1回

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算主要項目	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
一般需用費	印刷製本(国保だより)			印刷製本(国保だより)		印刷製本(国保だより)	
	消耗品購入(PR用小冊子)	392		消耗品購入(PR用小冊子)	790	消耗品購入(PR用小冊子)	1,019
	役務費		0	郵送料(国保だより)	0	郵送料(国保だより)	0
	委託料		0	国保だより配布等委託	0	国保だより配布等委託	0

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	あらかわ区報掲載実績	58	62	63	60	—	掲載記事の件数(年間)
②							
③							

(問題点・課題)	制度改正が頻繁に行われ、給付の取り扱いなどが複雑化している。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「国保だより」や「区報」などを通じて、国保制度のしくみや国保財政の現状、給付内容、諸手続きなどについて周知を行う。	引き続き「国保だより」や「区報」などを通じて、国保制度のしくみや国保財政の厳しい現状、給付内容、諸手続きなどについて周知を行う。
②	区のホームページにより提供する情報をより多く、解りやすく充実する。	引き続き、区のホームページにより提供する情報をより多く、解りやすく充実する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	広報内容を充実し、効果的な方法により周知を図る。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支出事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	石塚	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	国民健康保険団体連合会負担金（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都内の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会（公法人）に運営経費を支出するものである。				
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区（23区）、市町村（39市町村）、国民健康保険組合（22組合）の84保険者によって構成されている。				
内容	<p>1 東京都区域内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その連合会運営経費を負担金として支出している。</p> <p>2 負担金 (1) 被保険者割額 単価(連合会総会で議決した被保険者1人当りの額) × 当該年度各月末現在被保険者数年平均 (2) 事務費割額 事務費割の基本数値 × 率(連合会総会で議決した率) 【連合会の歳入】 国民健康保険団体連合会は、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。</p> <p>3 国民健康保険団体連合会は、「国保総合システム」を導入し、平成23年9月から稼働した。 なお、導入にあたって必要なシステム機器等の運用保守経費について、各保険者が分担金を支出したが、調整交付金(国庫補助金)で全額交付された。(分担金 平成22年度 10,752,000円 平成23年度 3,718,000円)</p>				
経過	昭和34年1月 東京都国民健康保険団体連合会設立(負担金及び手数料のほか、国庫・都補助金等で運営)				
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	4,909	4,849	4,252	14,977	7,692	3,912	3,790	
①決算額(25年度は見込み)	4,870	4,248	4,232	14,789	7,660	3,911	3,790	
②人件費等	1,708	1,694	1,629	1,308	847	826		
③減価償却費				436	311	323		
【事務分担量】(%)	20%	20%	20%	15%	10%	10%		
合計(①+②+③)	6,578	5,942	5,861	16,533	8,818	5,060	3,790	
国(特定財源)	0	0	0	10,752	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	6,578	5,942	5,861	5,781	8,818	5,060	3,790	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	被保険者割単価(25年度は見込み)	39.41	39.41	39.41	39.41	39.41	39.41	39.41
	被保険者割人数(25年度は見込み)	84,480人	68,560人	68,070人	68,376人	68,073人	67,220人	66,458人
	事務費割単価(12.1/1,000)	12.01	12.01	12.01	12.01	12.01	12.01	12.01

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
	負担金補助及び交付金	被保険者割・事務費割 システム機器更改分担金	7,660	被保険者割・事務費割	3,911	被保険者割・事務費割	3,790

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	荒川区の被保険者1人あたりの負担額	61.80円	57.90円	58.18円	57.01円	—	荒川区の負担金総額÷荒川区の被保険者数
②							
③							

(問題点・課題)	
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区) 被保険者数、事務費割の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		部類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
			担当者名	曾我	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	老人保健医療費拠出金（01-01-01） その他共同事業拠出金（01-01-01） 老人保健事務費拠出金（01-01-01） 一般被保険者国民健康保険料還付金（01-01-01） 介護納付金（01-01-01） 退職被保険者国民健康保険料還付金（01-01-01） 後期高齢者支援金（01-01-01） 返納金及び還付金（01-01-01） 後期高齢者支援金事務費拠出金（01-01-01） 一般会計繰出金（01-01-01） 高額医療費共同事業医療費拠出金（01-01-01） 高額医療費共同事業事務費拠出金（01-01-01） 保険財政共同安定化事業医療費拠出金（01-01-01） 保険財政共同安定化事業事務費拠出金（01-01-01）					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 25年度 <input type="radio"/> 24年度） <input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業					
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 34・58・59・12年度		根拠	国民健康保険法・老人保健法・国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱・東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	国民健康保険事業特別会計における老人保健医療費拠出金及び介護納付金、その他諸支出金に関する事務					
対象者等	社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険第2号被保険者・各保険者・東京都国民健康保険団体連合会・国及び都					
内容	1 老人保健医療費拠出金 (1) 老人保健医療に要する費用の7/10を拠出金として負担する。 (2) この医療費拠出金は、各保険者の実際の老人加入率にかかわらず、全国同じ割合の老人が加入していると想定し、拠出金額を算定する。当区国民健康保険加入率は全国平均の約2倍程度であるため、実際の医療費よりも拠出金の方が負担軽減となっている。 (3) 算出方法 当該年度概算医療費拠出金－(前々年度拠出金精算額＋調整額) * なお、従来、老人保健施設施設療養費の50/100を拠出していたが、介護保険制度への移行に伴い、平成12年度をもってこの拠出金は廃止となった。 (4) 後期高齢者医療制度発足に伴い、(前々年度拠出金精算額＋調整額)を拠出金として支出するか或いは戻入。					
	2 老人保健事務費拠出金 算出方法 業務事務費(加入実績に基づく単価×被保険者数)＋審査支払事務費(実績に基づく単価×審査支払件数)					
	3 介護納付金 (1)算定方法 当該年度概算納付金－(前々年度納付金精算額＋調整額) <input type="radio"/> 当該年度概算納付金 国が算定した全国一律の1人当たり負担見込額×各医療保険者の2号被保険者見込数 <input type="radio"/> 前々年度納付金精算額・調整額 当該年度概算納付金－確定納付金(※1) ※1 国が算定した全国一律の1人当たり負担額×各医療保険者の2号被保険者数(確定値)					
	(2)介護納付金賦課額保険料 上記の介護納付金の50%を保険料として賦課(賦課率50%)し、所得割額と均等割額の賦課割合をそれぞれ50:50として算定。 (1) 所得割額 住民税額×22/100 (2) 均等割額 被保険者1人当たり12,000円 ※(数値は平成22年度)					
	4 後期高齢者支援金 後期高齢者医療制度の財源は大きく、公費と保険料に大別される。保険料のうち、75歳以上の被保険者から納められる保険料が1/5を占め、あとの4/5を国保、健康保険組合をはじめとする他の被保険者の保険料から充当する形となる。 実際には、国保・健保組合等が「後期高齢者医療支援金」という形で社会保険診療報酬支払基金に納付し、社会保険診療報酬支払基金から各広域連合に対し一括納付される。					
	5 高額医療費共同事業医療費拠出金 (1)参加区市町村の拠出金、国庫負担及び都道府県の負担金を財源として、一件当たり80万円を超える医療費の一定部分(80万円を超える部分の59%)が連合会から交付される。 (2)420万円以上の著しく高額な医療費に対する保険者の支払リスクをさらに緩和するため、国保中央会による超高額医療費共同事業が実施されており、この事業には国庫補助金が交付される。					
	6 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 国保財政の安定化及び平準化を図るため、各区市町村(保険者)は、国保連合会に対し拠出金を支出する。 国保連合会は、各保険者にレセプト1件当たり30万円を超え80万円以下の医療費の一定部分(8万円を超え80万円までの部分の59%)を交付金として交付する。					
7 共同事業拠出金 (1) 年金受給者一覧表作成、送付に要する経費を支出。 (2) 算出方法 年金受給者一覧表の掲載人員1人当たり単価×年金受給者一覧掲載人員件数						

事務事業分析シート（平成25年度）

内容	<p>8 保険料過誤納還付金 保険料の過誤納が発生し、当該過誤納金の収入がその年度の出納整理期間を過ぎた場合、歳出により還付するもの。なお、還付は一般被保険者と退職被保険者等とに分けて行う。</p> <p>9 国・都支出金返還金 療養給付費等負担金・都補助金の清算の結果、国・都への返還金が生じた場合に支出するもの。</p> <p>10 一般会計繰出金 本来、国民健康保険事業特別会計で負担すべき経費を、一般会計で負担している場合、一般会計へ繰出すもの。庁内電算利用負担金等である。 なお、平成11年度においては介護第2号被保険者保険料の賦課収納事務のため、システム変更に必要な経費を繰出している。</p>
経過	<p>1 老人保健医療費拠出金 (1)昭和58年 2月 老人保健制度創設、医療費拠出金及び事務費拠出金開始 (2)昭和61年12月 医療費拠出金に係る加入者按分と医療費按分との割合につき、加入者按分の段階的引き上げ開始 (3)平成 2年 4月 医療費拠出金の加入者按分への100%移行達成 (4)平成 3年10月 介護的部分の公費割合を3割から5割へ引き上げ (5)平成 6年10月 老人保健法改正により事業費拠出金創設 (6)平成11年 3月 介護保険制度の施行に伴い、老人保健事業拠出金（老人保健施設整備事業に要する費用）廃止 (7)平成14年10月 老人保健法改正により、拠出金負担割合を現行の70%から50%に段階的に引き下げる等の改正が行われた。</p> <p>2 介護納付金 (1)平成 9年12月 介護保険法公布 (2)平成11年11月 介護納付金賦課額保険料について、23区国保保険料全体として一定の均衡を図る観点から、区長会において次の4点で23区が統一した対応をとることが決定した。①保険料総額は、介護納付金の50%とする。②所得割額と均等割額の賦課割合を50:50とする。③低所得者に対する減免措置を国基準である6割・4割軽減にそれぞれ1割上乘せし、7割・5割とする。④予定収納率による割戻しは行わない。 (3)平成12年 4月 介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始</p> <p>3 後期高齢者支援金 (1)平成20年 4月 後期高齢者支援金開始</p> <p>4 高額医療費共同事業医療費拠出金 (1)昭和58年 4月 厚生省が「国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱」を定め、都道府県、各国保連合会及び市町村被保険者に本事業の推進を働きかける。 (2)昭和63年 4月 都下の前市町村が参加（23区は特別区国民健康保険調整条例に基づき、所要財源総体について財源調整が行われていたため、参加は不要とされた。） (3)平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例が廃止されたことに伴い23区も参加。 (4)平成14年10月 国保法により、高額医療費共同事業が充実され、新たに国庫負担が導入された。 (5)平成15年 4月 交付基準を80万円⇒70万円に引き下げ市町村拠出金に国・都の負担が導入された。 (6)平成18年 4月 交付基準を70万円⇒80万円に引き上げ市町村拠出金に国・都の負担が継続。</p> <p>5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 (1)平成18年 4月 保険財政共同安定化事業拠出金開始</p> <p>6 共同事業拠出金 (1)昭和59年 4月 共同事業拠出金開始 (2)昭和59年 8月 共同処理手数料事業開始 (3)昭和59年10月 退職医療制度発足 (4)平成12年 4月 共同処理手数料事業廃止</p>
必要性	<p>負担することとなる費用について、各被保険者が拠出金という形で負担する。</p>
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)</p> <p>1 老人保健医療費拠出金 (1)社会保険診療報酬支払基金が上記の方法により、当該年度の拠出金を算出し、12期分に分割して4月に納付書を送付。 (2)この納付書に基づき、毎月5日までに社会保険診療報酬支払基金に支払（5日が休日の場合には、次の平日が納付期限となる。）</p> <p>2 介護納付金 (1)介護納付金支出事務 当該年度の介護納付金総額を12期に分け、毎月5日までに社会保険診療報酬支払基金に支払う。 (2)介護納付金賦課額保険料 事務事業概要「収納管理費」及び「収納率向上対策事業」参照</p> <p>3 後期高齢者支援金 国保被保険者・区市町村国保組合・健保組合・その他被保険者等が後期高齢者医療支援金として社会保険診療報酬支払基金に支出。</p> <p>4 高額医療費共同事業医療費拠出金 各区の高額医療費の実績に基づき、23区の拠出金を按分し東京都国民健康保険団体連合会に支出。</p> <p>5 共同事業拠出金 東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき（年度内1回1月～2月）支出。</p>

事務事業分析シート（平成25年度）

		(単位:千円)						
予算・決算額等の推移		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	予算額	8,329,737	7,995,603	7,050,151	6,457,356	7,797,878	8,286,572	7,889,491
	①決算額(25年度は見込み)	8,324,091	7,659,412	6,979,029	6,380,649	7,784,360	8,130,655	7,889,491
	②人件費等	1,708	1,694	1,629	2,616	2,541	2,478	
	③減価償却費				872	933	968	
	【事務分担量】(%)	20%	20%	20%	30%	30%	30%	
	合計(①+②+③)	8,325,799	7,661,106	6,980,658	6,384,137	7,787,834	8,134,101	7,889,491
	国(特定財源)	2,088,364	1,808,454	1,746,192	1,676,586	1,892,470	1,834,624	2,065,280
	都(特定財源)	506,393	414,498	384,616	288,996	449,688	559,960	617,478
	その他(特定財源)	5,731,042	5,438,154	4,849,850	4,418,555	5,445,676	5,739,517	5,206,733
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	老人保健医療費拠出金	4,161,379	472,726	58,080	66,303	5,436	0	1
	老人保健事務費拠出金	59,362	5,272	210	177	169	143	143
	介護納付金被保険者数	26,030人	25,401人	25,316人	25,653人	25,902人	25,333人	
	介護納付金1人当たり負担額	49,204円	45,455円	44,576円	46,951円	51,416円	56,766円	
	後期高齢者支援金		2,675,801	2,993,143	2,772,733	3,039,353	3,383,267	3,504,423
	後期高齢者支援金事務費拠出金		378	373	352	298	251	249
	(上記事項、25年度は見込み)							

No2

予算・決算額等の推移	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	負担金補助及び交付金	老人保健医療費拠出金 老人保健事務費拠出金	5,436 169	老人保健医療費拠出金 老人保健事務費拠出金	0 143	老人保健医療費拠出金 老人保健事務費拠出金	1 143
	負担金補助及び交付金	介護納付金	1,331,771	介護納付金	1,438,049	介護納付金	1,513,118
	負担金補助及び交付金	後期高齢者支援金 後期高齢者支援金事務費拠出金	3,039,353 298	後期高齢者支援金 後期高齢者支援金事務費拠出金	3,383,267 251	後期高齢者支援金 後期高齢者支援金事務費拠出金	3,504,423 249
	負担金補助及び交付金	高額医療費共同事業拠出金 " 事務費拠出金	688,884 0	高額医療費共同事業拠出金 " 事務費拠出金	654,816 0	高額医療費共同事業拠出金 " 事務費拠出金	663,603 219
	負担金補助及び交付金	保険財政共同安定化事業拠出金 " 事務費拠出金	2,229,260 0	保険財政共同安定化事業拠出金 " 事務費拠出金	2,154,317 0	保険財政共同安定化事業拠出金 " 事務費拠出金	2,147,813 568
	負担金補助及び交付金	共同事業拠出金	5	共同事業拠出金	6	共同事業拠出金	6
	償還金利子及び割引料	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	455,987	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	467,530	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	27,300
	繰出金	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	33,197	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	36,421	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	32,048

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
標	① 介護納付金1人当たり負担額	46,951円	51,416円	56,766円	—	—	当該年度介護納付金÷第2号被保険者数
	② 後期高齢者支援金1人当たり負担額	40,342円	44,636円	48,953円	—	—	当該年度後期高齢者支援金金額÷年度平均総数(年報A表)
	③						

(問題点・課題)	後期高齢者医療制度については、平成22年12月の高齢者医療制度改革会議において、新たな制度が示されたものの、現在、社会保障制度改革国民会議における議論の対象となっている。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

事務事業分析シート（平成25年度）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢者医療制度改革については、新たな制度への円滑な移行に向けた準備を進めるため、国等の動向を注視していく。	高齢者医療制度改革については、新たな制度への円滑な移行に向けた準備を進めるため、国等の動向を注視していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。

議 会 （ 要 旨 ） 状 況	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	保健事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	寺岡	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	保養施設事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	59 年度	根拠法令等	国民健康保険法 東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。				
対象者等	被保険者				
内容	1 保養施設の開設 被保険者は、一般より安価で関東近県の宿泊施設（25年度：25施設）を利用できる。 2 温浴施設 被保険者は、日帰りで行くことのできる温泉（温浴）施設（25年度：3施設）を通常より安価で利用できる。				
経過	1 昭和35年 4月 保険事業開始 2 平成元年 7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始（平成24年度をもって事業廃止） 3 平成 8年 7月 山の家（群馬県、平成16年度をもって事業廃止）、海の家（日帰り施設）開始（平成14年度をもって事業廃止） 4 平成24年2月 温浴施設（日帰り）と割引契約				
必要性	国民健康保険法第82条において「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 1 保養施設の開設 年度当初に、関東近県の宿泊施設と指定契約を結ぶ。利用の受付は宿泊施設が行う。 2 温浴施設 年度当初に、温浴施設と指定契約を結ぶ。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	2,160	1,811	1,813	1,813	1,348	1,107	11	
①決算額(25年度は見込み)	1,796	1,799	1,769	1,800	1,104	731	11	
②人件費等	1,281	847	814	2,616	2,117	2,065		
③減価償却費				872	778	807		
【事務分担量】(%)	15%	10%	10%	30%	25%	25%		
合計(①+②+③)	3,077	2,646	2,583	5,288	3,999	3,603	11	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	3,077	2,646	2,583	5,288	3,999	3,603	11	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	保養施設利用	89人	84人	100人	78人	15人		
	海の家利用	600人	598人	553人	554人	262人	318人	
	温浴施設利用						230人	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)
	職員旅費	保養施設調査旅費	10	保養施設調査旅費	9		
	一般需用費	夏季施設ポスター等印刷	9	夏季施設ポスター等印刷	10	保養施設利用券等用紙	11
	使用料及び賃借料	夏季保養施設借上料	1,085	夏季保養施設借上料	712		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
標	① 保養施設利用者	78人	15人	38人	—	—	
	② 海の家利用者	554人	262人	318人	—	—	
	③ 温浴施設利用者	—	—	230人	—	—	

(問題点・課題分析)	多くの被保険者が利用できる事業転換が必要である。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区) ・保養施設の実施 10区 ・海の家の実施 8区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成23年度末から開始した日帰り温泉施設の利用割引の継続に加え、利用施設の拡大を進める。	利用施設の拡大を進める。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	被保険者の健康の保持増進のため、必要な事業を行う。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	脳ドック受診助成事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
			担当者名	寺岡	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (24年度)	脳ドック受診助成事業 (01-03-01)					
事務事業の種類	新規事業	(25年度 24年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例、荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱		
終期設定	有 無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症する 경우가多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康の増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。					
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者 ・現年度から前々年度まで保険料を完納している世帯の被保険者 					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・脳ドック受診費用の1/2とし、2万円を限度とする。 ・2カ年を連続して助成を受けることはできない。 					
経過	・平成23年7月1日から事業開始。					
必要性	・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 申請受付 審査 助成決定 受診を証明する書類受理 審査 助成					

		(単位:千円)						
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算・決算額等の推移	予算額					2,494	4,046	3,044
	決算額(25年度は見込み)					1,941	1,110	3,044
	人件費等					1,270	1,239	
	減価償却費					467	484	
	【事務分担量】(%)					15%	15%	
	合計(+ +)					3,678	2,833	3,044
	国(特定財源)					0	0	0
都(特定財源)					0	0	0	
その他(特定財源)					3,678	2,833	3,044	
一般財源					0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	脳ドック助成金利用者					119人	67人	150人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
一般需用費	申請書・案内チラシ用紙等	10	10	申請書・案内チラシ用紙等	11	申請書・案内チラシ用紙等	10
役務費	郵送料(決定通知)	16	16	郵送料(決定通知)	12	郵送料(決定通知)	34
その他の補助金	脳ドック助成金	1,915	1,915	脳ドック助成金	1,087	脳ドック助成金	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
	脳ドック受診助成者数	-	119人	67人	150人	150人	

(問題点・課題分析)	
他区の実施状況	(実施 0 区 未実施 22 区) 人間ドックについては、千代田区、台東区で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	推進	被保険者の健康増進のため、保健事業を推進する。

議会質問状況(要旨)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年三定一般質問「脳ドックの助成をすべき」 平成20年三定一般質問「脳ドックの助成をすべき」 平成22年三定一般質問「脳ドック検診を積極的に検討すべき」
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特定健診・特定保健指導事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	寺岡	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	特定健康診査事業費（01-01-01） 特定保健指導事業費（01-01-01） 特定健診・保健指導システム運用管理費（01-01-01）				
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 25年度 <input type="radio"/> 24年度） <input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	20年度	根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律	
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。				
対象者等	40～74歳の国保加入者 ※当該年度の7月1日～3月31日の間に75歳となる国保加入者については、「国民健康保険健康診査」として実施（特定健診と同内容）				
内容	1 特定健診の実施 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見に着目した特定健診を実施する。 ・実施時期 7月1日～11月30日 2 特定保健指導の実施 特定健診の受診結果から、保健指導対象者を選定し、健康状況に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・実施時期 9月上旬～翌年3月31日（予定）				
経過	・平成20年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第1期、20～24年度）の策定 ・平成22年度から健診実施期間を1か月延長（7月～10月実施 ⇒ 7月～11月実施） ・平成23年度は、連続未受診者に勸奨ハガキを送付（約1,000人） ・平成25年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第2期、25～29年度）の策定				
必要性	平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者に40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。				
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 1 特定健診 区は対象者に受診券を郵送する。対象者は、区が健診を委託する荒川区医師会加盟の医療機関で受診券と保険証を提示し、受診する。 2 特定保健指導 区は対象者に利用券を郵送する。対象者は、区が保健指導を委託する保健指導機関に利用予約のうえ、利用券と保険証を提示し、保健指導を利用する。				

	（単位：千円）							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算・決算額等の推移	予算額		315,422	379,959	414,077	404,489	380,082	324,094
	①決算額(25年度は見込み)		237,522	279,870	277,356	276,620	279,833	324,094
	②人件費等		5,082	4,886	3,488	2,541	2,478	
	③減価償却費				1,162	933	968	
	【事務分担量】(%)		1	60%	40%	30%	30%	
	合計(①+②+③)		242,604	284,756	282,006	280,094	283,279	324,094
	国(特定財源)		28,706	30,255	34,809	34,399	33,593	38,236
	都(特定財源)		28,706	29,331	35,733	34,399	33,593	38,236
	その他(特定財源)		185,192	225,170	211,464	211,296	216,093	247,622
	一般財源		0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	特定健診受診率(%)		43.6%	42.7%	42.4%	42.4%	42.7%	45.0%
	特定保健指導実施率(%)		24.4%	16.8%	18.6%	15.7%	12.0%	20.0%
	※25年度については目標値							

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		報償費			外部評価委員	0	外部評価委員
食糧費			外部評価委員	0	外部評価委員	2	
一般需用費	受診券・利用券印刷製本等	1,552	受診券・利用券印刷製本等	1,229	受診券・利用券印刷製本等	2,778	
役務費	受診券・利用券等郵送料	2,743	受診券・利用券等郵送料	2,724	受診券・利用券等郵送料	3,320	
委託料	健診・保健指導委託、データ管理委託等	262,272	健診・保健指導委託、データ管理委託等	265,844	健診・保健指導委託、データ管理委託等	307,764	
使用料	イーサネット回線使用料(がん予防健康づくりセンター分)	893	イーサネット回線使用料(がん予防健康づくりセンター分)	893	イーサネット回線使用料(がん予防健康づくりセンター分)	894	
負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	9,160	健診・保健指導負担金	9,143	健診・保健指導負担金	9,256	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
		①	特定健診受診率(%)	42.4%	42.4%	42.7%	
②	特定保健指導実施率(%)	18.6%	15.7%	12.0%	20.0%	22.0%	特定保健指導実施者数/特定保健指導対象者数(25年度及び目標値(26年度)は第二期実施計画における目標値)
③							

(問題点・課題)	国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の適正かつ有効な実施を図るための基本的な指針」において、区の29年度における目標値(いずれも60%以上)は極めて高い。
	(実施 22 区 未実施 区)
他区の実施状況	

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 引き続き、区報、ホームページ、区主催等で行われるイベントなどを活用し、事業実施の必要性や方法など、加入者等に対し、さまざまな情報提供を行う。	引き続き、区報、ホームページ、区主催等で行われるイベントなどを活用し、事業実施の必要性や方法など、加入者等に対し、さまざまな情報提供を行う。
② 実施計画の目標値の達成状況、生活習慣病関連の医療費の推移等を確認し、事業の成果について評価を行う。	実施計画の目標値の達成状況、生活習慣病関連の医療費の推移等を確認し、事業の成果について評価を行う。
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、特定健診等実施計画(第2期)に掲げた目標に向け取り組む。

(議会要旨)	・平成18年一定一般質問「健康づくりを予防重視で全庁的に取り組むべき」
--------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	賦課事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	岩田	内線	2374
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	賦課事務費（01-04-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	34年度	根拠	国民健康保険法	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料を賦課する。23区においては、同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料となるように23区全体で基準となる保険料率等を算定する「統一保険料方式」を採用している。				
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 (1)職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 (2)生活保護受給者 (3)後期高齢者医療制度に加入している被保険者				
内容	1 被保険者の資格取得・喪失 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の発生により生じる。世帯主は届出義務があり、事実の発生から14日以内に定められている。 2 保険料の賦課 保険料は旧ただし書き所得に応じた所得割額に1人当たり定額の均等割額を合算して算出する。 3 被保険者証の交付 被保険者証は、被保険者の資格取得を示す証明書であると共に、療養給付を受けるとき医療機関に提出する医療券である。被保険者証は一人1枚のカード型になり、2年に一度の更新を行う。 4 保険料納入通知書の発行及び転入者に対する税照会 5 資格の適用適正化調査(退職医療制度該当者、被用者保険加入者等の調査)及び広報活動				
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割給付) 昭和41年 4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 昭和48年 1月 外国人登録の国民健康保険適用 昭和59年10月 退職者医療制度発足 平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更(一人一枚) 平成16年 4月 保険料賦課の一回化(4月・7月⇒6月) 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足・退職者医療制度の廃止(平成26年度まで経過措置あり) 平成20年10月 保険料の特別徴収実施(65～74歳の被保険者世帯のみ、口座振替との選択制あり) 平成23年 4月 保険料所得割額の賦課基準を住民税額から旧ただし書き所得に変更				
必要性	国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主または組合員から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 1 保険料の賦課方法(平成25年度) 当該年度の前年の所得額を基に保険料額を計算し、年間保険料は6月から翌年3月までの年10回払いとする。 世帯の年間保険料＝①基礎賦課額(医療分)＋②後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)＋③介護納付金賦課額(介護分) ①医療分 加入者全員の旧ただし書き所得×6.02/100+30,600円×加入者数(限度額51万円) ②支援金分 加入者全員の旧ただし書き所得×2.34/100+10,800円×加入者数(限度額14万円) ③介護分 介護第2号被保険者全員の旧ただし書き所得×1.82/100+15,000円×介護第2号被保険者数(限度額12万円) (介護第2号被保険者:40歳から64歳の方が対象) 2 減額措置(平成25年度より) 住民税が非課税で、賦課のもととなる所得額がある方を対象に減額措置を実施する。 3 均等割額の軽減 前年の総所得の合計額が一定基準以下の世帯は、保険料の均等割額が7割・5割・2割減額となる。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算額		36,664	22,248	39,168	21,537	43,112	22,926	45,797
①決算額(25年度は見込み)		27,487	14,447	27,432	14,628	29,551	17,012	45,797
②人件費等		57,141	63,749	53,102	66,399	64,748	59,325	
③減価償却費					27,394	30,105	29,333	
【事務分担当】(%)		612%	695%	592%	943%	968%	909%	
合計(①+②+③)		84,628	78,196	80,534	108,421	124,404	105,670	45,797
国(特定財源)		0	516	464	0	0	0	0
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)		84,628	77,680	80,070	108,421	124,404	105,670	45,797
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	世帯数(25年度は見込み)	49,852世帯	41,665世帯	42,446世帯	42,496世帯	41,959世帯	41,778世帯	41,944世帯
	被保険者数(25年度は見込み)	83,484人	68,070人	68,376人	68,210人	67,253人	66,458人	66,583人
	資格取得者数(25年度は見込み)	14,881人	13,675人	15,336人	15,100人	14,376人	14,231人	13,881人
	資格喪失者数(25年度は見込み)	15,877人	29,089人	15,030人	15,266人	15,693人	15,026人	15,025人
	高齢受給者証交付数(25年度は見込み)	9,814人	9,523人	9,901人	10,022人	10,078人	10,228人	10,339人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
報酬	事務嘱託員報酬	2,359	事務嘱託員報酬	2,359	事務嘱託員報酬	4,442	
共済費	事務嘱託員社会保険料等	380	事務嘱託員社会保険料等	365	事務嘱託員社会保険料等	853	
一般賃金	一般賃金(事務補助)	896	一般賃金(事務補助)	834	一般賃金(事務補助)	863	
旅費					事務嘱託員特別旅費	1	
一般需用費	印刷製本等(納入通知書等)	8,691	印刷製本等(納入通知書等)	5,770	印刷製本等(納入通知書等)	6,502	
役務費	郵送料等(納入通知書)	17,225	郵送料等(納入通知書)	7,684	郵送料等(納入通知書)	22,932	
委託料	旧ただし書き方式パンフレット作成	0			被保険者証等(一斉更新)	10,204	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	被保険者証再交付数	1,850	2,199	1,725	—	—	一般・退職被保険者証再交付数
②	保険料納入通知書発付数	62,348	62,874	63,524	—	—	当初賦課及び住民税更正に伴う保険料の変更通知の発付
③	保険料軽減世帯数	20,825	20,033	19,328	—	—	7割・5割・2割軽減世帯

(問題点・課題)	本来社会保険に加入できる方や、速やかに資格取得・喪失手続きをしていない方がいる。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、趣旨普及用のパンフレットを作成し、周知を積極的に行う。	引き続き、趣旨普及用のパンフレットを作成し、周知を積極的に行う。
②	社会保険加入など資格の適正化に向けたPRを行う。また、必要に応じて住民税の申告等の説明をし、資格及び賦課の適正化を促進していく。	社会保険加入など資格の適正化に向けたPRを行う。また、必要に応じて住民税の申告等の説明をし、資格及び賦課の適正化を促進していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	資格賦課事務は国保すべての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高額療養費・出産費支払費用貸付事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高額療養費・出産費貸付事業費（01-07-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 53(高額) ● 平成 13(出産) 年度		根拠	荒川区高額療養費支払費用貸付条例	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	国民健康保険出産費費資金貸付条例	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制確立[01-04]			
目的	・被保険者が傷病のため高額な医療費を必要とするときに、その費用を貸付けることにより、生活の安定を図る。 ・国民健康保険加入世帯を対象に出産費用を支払うための資金を貸し付けることにより、生活の安定と福祉の増進を図る。				
対象者等	被保険者(世帯主) ※ただし、後期高齢者医療制度該当者は除く				
内容	【高額療養費】 (1) 貸付限度額：高額療養費相当額の90%（診療報酬が減点されやすい、頭・心臓・救急医療の場合は80%） (2) 申請及び貸付単位：申請は世帯主で、1ヵ月単位 (3) 貸付方法及び利子：手続き後4～5日目に世帯主の預金口座に振込・無利子 (4) 返済方法：診療月の約3ヵ月後に支給される高額療養費で返済する。 【出産費支払費用】 (1) 貸付限度額：出産育児一時金支給額、42万円の80%、33万6千円（平成21年10月から） (2) 貸付対象：被保険者で出産予定日まで1ヶ月以内のものに属する世帯の世帯主（出産育児一時金の直接払いを行っていない分娩機関での出産を対象）※区長が必要と認めるものは妊娠4ヶ月以上であれば貸し付ける。 (3) 貸付方法及び利子：手続き後（審査後10日）、世帯主の口座に振り込み・無利子 (4) 返済方法：当該貸付金に係る出産育児一時金で返済に充てる。				
経過	【高額療養費貸付】 1 昭和53年6月 事業開始、貸付限度額70% 2 平成 3年4月 貸付限度額改定90% 3 平成 9年9月 付添看護料貸付の廃止 4 平成19年4月 70歳未満の入院について、限度額適用認定証を事前に交付（これに伴い貸付需要は激減）		【出産費支払費用貸付】 1 平成12年12月 国から本事業(出産費貸付)の取組み通知 2 平成13年 7月 政府管掌保険にて事業開始 3 平成13年11月 当区において事業開始		
必要性	・高額の医療費及び出産費については、一時的に多額の費用が必要になる。 ・平成21年10月1日からの分娩に対して、出産育児一時金の「直接払い」制度が実施されたが、直接払い制度を実施していない分娩機関もある。また、海外出産などは直接払い制度が適用されないことから需要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合) ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 【高額貸付】 返済処理 ← 返金 ← 3ヶ月後の高額療養 ← 区 ← 申請者(当区) ← 申請 ← 申請世帯 ← 医療機 → 受診及び支払 → 区保連合 → 区 → 返金 ← 申請者(当区) ← 申請 ← 申請世帯 【出産費貸付】 返済処理 ← 返金 ← 出産育児一時金の支給 ← 区 ← 申請者(当区) ← 申請 ← 申請世帯 ← 医療機 → 受診 ← 区 → 返金 ← 申請者(当区) ← 申請 ← 申請世帯 申請に必要なもの 1) 被保険者証 2) 銀行口座番号(世帯主) 3) 印鑑(世帯主) 4) 領収書(高額)・母子手帳(出産)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算額		27,965	25,045	17,432	12,247	14,550	9,792	12,190
①決算額(25年度は見込み)		21,795	14,348	12,694	7,563	13,970	6,272	12,190
②人件費等		11,102	11,011	9,773	10,464	10,163	12,392	
③減価償却費					3,486	3,732	4,841	
【事務分担当】(%)		130%	130%	120%	120%	120%	150%	
合計(①+②+③)		32,897	25,359	22,467	21,513	27,865	23,505	12,190
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		32,897	25,359	22,467	21,513	27,865	23,505	12,190
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	高額貸付件数(25年度は見込み)	110件	70件	87件	61件	71件	35件	70件
	出産貸付件数(25年度は見込み)	31件	26件	9件	2件	3件	1件	3件
	高額貸付金額(25年度は見込み)	13,088	6,823	9,911	6,875	12,955	5,934	11,165
	出産貸付金額(25年度は見込み)	8,680	7,512	2,768	672	1,008	336	1,008

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		一般需用	PR用再生紙	0	PR用再生紙	0	PR用再生紙
役務費	郵送料(高額通知書)	7	郵送料	2	郵送料	12	
貸付金	高額療養費貸付金	12,955	高額療養費貸付金	5,934	高額療養費貸付金	11,165	
"	出産資金貸付金	1,008	出産資金貸付金	336	出産資金貸付金	1,008	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
		① 高額貸付件数	61件	71件	35件	70件	
② 出産費貸付件数	2件	3件	1件	3件	—	申請から貸付までの日数(審査後10日)(25年度は見込み)	

問題点・課題	<p>【高額療養貸付金】国民健康保険料の未納・滞納世帯には限度額認定証が発行できないことや、複数の医療機関への通院にかかる高額療養費は現物給付制度が適用できない。</p> <p>【出産費用貸付金】平成21年10月から出産育児一時金の「直接払い制度」が実施されたことにより貸付件数は大幅に減少したが、直接払い利用は被保険者の任意であることや直接払い制度を実施しない分娩機関もある。</p>
	<p>他区の実施状況</p> <p>(実施 22 区 未実施 区)</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、通院療養に係わる高額療養費の現物化制度も開始されることにより、被保険者の医療費負担に対するの利便の向上を図るため、「限度額認定証」制度や委任払い制度について周知・広報を行う。	引き続き、通院療養に係わる高額療養費の現物化制度も開始されることにより、被保険者の医療費負担に対するの利便の向上を図るため、「限度額認定証」制度や委任払い制度について周知・広報を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	継続	貸付の需要は減少しているものの、一時的に多額の費用を必要とする被保険者に対して貸付を実施する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	給付事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (24年度)	給付事務費 (01-05-01)				
事務事業の種類	新規事業	(25年度	24年度)	建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者への保険給付を円滑かつ適正に進めるため。				
対象者等	被保険者及び医療機関				
内容	<p>次の支給事務に要する経費(消耗品購入、印刷製本、郵便料及び委託料)を支出</p> <p>(1) 療養給付費、療養費、高額療養費の支給</p> <p>(2) 出産育児一時金の支給</p> <p>(3) 葬祭費の支給</p> <p>(4) レセプト点検</p> <p>(5) 不正利得・不当利益、第三者行為による医療費請求</p> <p>不正利得 偽り、その他の不正行為により、本来受けることのできない保険給付を受給し、または支払を受けた者に対し、直接該当者からその額を徴収する。</p> <p>不当利得 転出、被用者保険加入等で被保険者資格を喪失したにもかかわらず、国民健康保険から保険給付を受けた場合、世帯主に国民健康保険からの給付額を返還させる。</p> <p>第三者行為 交通事故等第三者の行為が原因の傷病について保険給付をした場合に、保険者(当区)が被保険者に代わってその給付の総額の限度において、第三者に損害賠償を請求する。</p> <p>上記支給事務の内容は、それぞれの事務事業分析シートを参照</p>				
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始				
必要性	保険給付の公平、医療費の適正化を図るため、重要な事業である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	療養給付費等の支給、出産育児一時金・葬祭費の支給に伴う必要な消耗品などの経費を支出する。第三者行為における損害賠償請求については、東京都国民健康保険団体連合会にその請求事務にかかる費用を委託料として支出している。				

		(単位:千円)						
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算・決算額等の推移	予算額	3,091	3,896	4,270	3,755	3,691	3,809	3,498
	決算額(25年度は見込み)	2,710	2,468	2,781	2,544	2,945	3,134	3,498
	人件費等	13,664	12,705	11,727	13,952	12,704	10,739	
	減価償却費				4,648	4,665	4,195	
	【事務分担量】(%)	160%	150%	144%	160%	150%	130%	
	合計(+ +)	16,374	15,173	14,508	21,144	20,314	18,068	3,498
	国(特定財源)	0	0	19	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	16,374	15,173	14,489	21,144	20,314	18,068	3,498
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	共済費	臨時職員健康保険料等	0	臨時職員健康保険料等	9	臨時職員健康保険料等	114
	一般貸金	事務補助	773	事務補助	697	事務補助	719
	一般需用費	印刷製本(支給決定通知書等)	704	印刷製本(支給決定通知書等)	1,041	印刷製本(支給決定通知書等)	871
	役務費	郵送料(第三者行為通知等)	1,347	郵送料(第三者行為通知等)	1,292	郵送料(第三者行為通知等)	1,610
	委託料	第三者行為損害賠償委託	121	第三者行為損害賠償委託	95	第三者行為損害賠償委託	184

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
標	区内不当利得者への催告の強化	催告回数 2回	催告回数 2回				催告回数
	不当利得収納率(一般現年分)	66.5%	38.2%				
	国保連合会の第三者行為求償事務委託の活用	委託件数 35件	委託件数 23件	委託件数 18件			委託件数増により、求償金額増を目指す。

問題点・課題 (指標点・課題)	<p>受給資格が喪失しているにもかかわらず国保証で受診をしてしまった者のうち、区外へ転出あるいは出国をしてしまった者からの医療費の返還状況は厳しい。不当利得の判明後、速やかな返納請求手続きを行うことにより返還を求めているが、納付状況は悪い。過年度分は督促をかけても納付は無い状況である。</p> <p>国保連で受託しない自転車事故等の第三者行為が増えている。</p>
	<p>他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
返納事由発生後の速やかな請求、未納者に対し、催告・督促の強化を図る。	返納事由発生後の速やかな請求、未納者に対し、催告・督促の強化を図る。
自転車事故等について、区が加害者等への直接請求の手続きを行う。	自転車事故等について、区が加害者等への直接請求の手続きを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	被保険者へ適正な保険給付を行っていく。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	医療費適正化対策事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (24年度)	医療費適正化対策事業 (01-08-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	5 年度	根拠	国民健康保険法 国民健康保険特別調整交付金交付方針 荒川区特別対策事業実施要領	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	当区の被保険者一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。				
対象者等	被保険者及び医療機関				
内容	<p>1 医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等</p> <p>(1) 医療費分析</p> <p>(2) 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防</p> <p>(3) ジェネリック医薬品利用差額通知</p> <p>2 医療費通知の実施</p> <p>9月(1月～6月受診分)と3月(7月～12月受診分)の年2回、1,000点以上のレセプトについて、医療費の額等を下記内容により通知する。</p> <p>(1) 受診年月日に関すること (2) 受診者に関すること (3) 入院・通院の回数 (4) 医療費の額に関すること (5) 医療機関の区別</p> <p>3 レセプト点検員(平成20年度～業者委託)によるレセプト内容点検の充実強化</p>				
経過	<p>1 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始</p> <p>2 平成 5年 4月 上記調査を基に本事業開始</p> <p>3 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入(専門非常勤を配置)</p> <p>4 平成12年 6月 医療費通知実施(実施要領制定)</p> <p>5 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施(平成22年3月で終了)</p> <p>6 平成20年 4月 レセプト点検専門業者委託実施</p> <p>7 平成20年12月 画像レセプト方式導入</p> <p>8 平成21年 8月 ジェネリック医薬品希望カード配布</p> <p>9 平成25年 4月 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業の開始</p>				
必要性	当区の一入当り医療費は、23区平均より高い水準にあることから、抑制のためにも医療費適正化対策事業の効果を検証し、継続する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合) ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				
	1 国民健康保険診療(調剤)報酬明細書内容点検業務委託		予算額	5,890,500円	
	2 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業業務委託		予算額	22,411,500円	

予算・決算の内訳	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	30,610	35,430	24,907	27,157	27,056	23,297	44,173	
①決算額(25年度は見込み)	26,709	31,263	20,193	20,955	20,087	19,777	44,173	
②人件費等	1,708	1,694	1,629	1,744	1,694	1,652		
③減価償却費				581	622	645		
【事務分担当】(%)	20%	20%	20%	20%	20%	20%		
合計(①+②+③)	28,417	32,957	21,822	23,280	22,403	22,074	44,173	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	28,417	32,957	21,822	23,280	22,403	22,074	44,173	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	1人当り医療費(総医療費)	375,969円	282,490円	275,845円	274,756円	282,696円	405,679円	
	(一般)	233,389円	276,893円	270,753円	269,099円	276,690円	281,605円	
	(退職)	522,848円	512,684円	501,727円	457,407円	465,480円	456,378円	
	レセプト内容点検	994,265枚	747,677枚	981,245枚	987,232枚	1,002,193枚	1,004,180枚	
	医療費通知回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
※上記、事項(24・25年度は見込み)								

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算額等の推移	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算見込)		平成25年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
報酬	事務嘱託員報酬	10,582	事務嘱託員報酬	10,582	委員報酬・事務嘱託員報酬	10,829	
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,621	事務嘱託員社会保険料等	1,601	事務嘱託員社会保険料等	1,650	
特別旅費	事務嘱託員旅費	3	事務嘱託員旅費	3	事務嘱託員旅費	3	
食糧費			柔道整復療養費調査会	0	柔道整復療養費調査会	2	
一般需用費	印刷製本(医療費通知書等)	459	印刷製本(医療費通知書等)	511	印刷製本(医療費通知書等)	508	
役務費	郵送料(医療費通知等)	2,739	郵送料(医療費通知等)	2,757	郵送料(医療費通知等)	2,873	
委託料	診療報酬明細点検業務委託	4,683	診療報酬明細点検業務委託	4,323	診療報酬明細点検委託 ジェネリック差額通知委託 糖尿病等予防指導料	28,302	
使用料			会議室使用料	6	会議室使用料	6	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	一人当たりの医療費(一般分)	269,099円	276,690円	281,605円	—	—	総費用額÷平均被保険者数
②	レセプト点検の財政効果	543円	435円	760円	—	—	過誤調整額÷平均被保険者数
③							

問題点・課題分析	<ul style="list-style-type: none"> 荒川区の国保一人当たり医療費は23区平均より高い水準(平成23年度・10位)にある。 平成24年3月に改訂した「荒川区健康増進計画」には、「がん対策」に加え「糖尿病対策」の2つを重点目標に掲げ、国においても「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を全面改正し、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」を明記した。 荒川区国民健康保険事業において、約200人の方が人工透析を受けており、増加傾向にある。
	<p>他区の実施状況</p> <p>(実施 22 区 未実施 区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病性腎症の重症化に積極的に取り組んでいる区はない。 ジェネリック医薬品差額通知については、24年度3区が積極的な取り組みを行った。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	医療費分析、糖尿病重症化予防、ジェネリック医薬品利用差額通知を委託により実施する。	引き続き、医療費分析、糖尿病重症化予防、ジェネリック医薬品利用差額通知を委託により実施する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	医療費適正化は新たな医療制度改革においても焦点となっており、今後も重点を置いて展開していく必要がある。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	一般被保険者療養給付費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	一般被保険者療養給付費(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度)		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	一般被保険者の療養の給付(現物給付)に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。				
対象者等	一般被保険者及び保険医療機関				
内容	<p>1 療養の給付内訳</p> <p>(1) 診療</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療</p> <p>(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>* なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。</p> <p>2 療養の給付の制度</p>				
経過	<p>1 昭和34年12月 国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割)</p> <p>2 昭和40年1月 家族7割給付実施</p> <p>3 平成6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止</p> <p>4 平成9年9月 一部負担金(外来薬剤)改定</p> <p>5 平成14年10月 一部負担金改正</p> <p>6 平成18年10月 一部負担金改正(70歳未満課税と上位所得者) 自己負担割合改正(70歳以上一定以上所得者)</p> <p>7 平成20年4月 一部負担金改正70歳以上1割負担→2割負担、限度額改正 但し20年度については凍結</p> <p>8 平成21年4月 " " 21年度継続凍結</p> <p>9 平成22年4月 " " 22年度継続凍結</p> <p>10 平成23年4月 " " 23年度継続凍結</p> <p>11 平成24年4月 " " 24年度継続凍結</p> <p>12 平成25年4月 " " 25年度継続凍結</p>				
必要性	国民健康保険法第36条で保険者は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う、と規定されている。必要な保険給付とは、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等をいう。				
実施方法	(1直営) (直営の場合) ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				
	上記「療養の給付の制度」参照				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	10,527,803	13,366,327	13,719,093	13,478,820	13,254,108	13,199,895	13,198,722	
①決算額(25年度は見込み)	10,412,129	13,115,103	12,800,771	12,700,734	12,903,123	13,033,584	13,198,722	
②人件費等	10,248	10,164	9,366	10,028	9,739	9,500		
③減価償却費				3,341	3,577	3,711		
【事務分担量】(%)	120%	120%	115%	115%	115%	115%		
合計(①+②+③)	10,422,377	13,125,267	12,810,137	12,714,103	12,916,439	13,046,795	13,198,722	
国(特定財源)	3,927,788	3,570,640	3,075,818	3,433,053	4,006,849	3,817,808	3,186,828	
都(特定財源)	731,573	754,191	650,863	387,045	683,653	669,919	848,490	
その他(特定財源)	5,763,016	8,800,436	9,083,456	8,894,005	8,225,937	8,559,068	9,163,404	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	1人当たりの療養諸費(25年度は見込み)	233,389円	276,893円	270,753円	269,099円	276,690円	281,605円	288,082円
	23区順位	4位	1位	6位	8位			
	給付件数(25年度は見込み)	799,057件	1,013,556件	977,538件	957,098件	954,689件	967,361件	972,198件

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養給付費	12,903,123	一般被保険者療養給付費	13,033,584	一般被保険者療養給付費	13,198,722

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	1人当りの療養諸費(一般分)	269,099円	276,690円	281,605円	288,082円	—	総費用額÷平均被保険者数
②	給付件数	957,098件	954,689件	967,361件	972,198件	—	
③							

(問題点・課題分析)	社会保険への加入、転出などで荒川区の国保の資格喪失後も荒川区の被保険者証で受診(不当利得)する事例がある。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	返納事由発生後の速やかな請求、未納者に対し、催告・督促の強化を図る。	返納事由発生後の速やかな請求、未納者に対し、催告・督促の強化を図る。
②	資格喪失者による不当利得を減らす取組みとして、周知の徹底を図る。(広報等、資格係、住民記録課等の他の部署との連携)	資格喪失者による不当利得を減らす取組みとして、周知の徹底を図る。(広報等、資格係、住民記録課等の他の部署との連携)
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	退職被保険者療養給付費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	退職被保険者療養給付費（01-01-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	59年度	根拠	国民健康保険法	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	退職者医療制度対象者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出。退職者医療制度とは、高齢の退職者が、在職中の健康保険から退職によって国民健康保険に加入することとなるため、医療の必要性が高まる時期に給付水準が低下し、その医療費が国庫と他の国民健康保険加入者に依存するなどの不合理を是正するため、設けられた制度である。 なお、療養の給付内容については、一般被保険者療養給付費と同様である。				
対象者等	退職被保険者等及び保険医療機関 退職被保険者等資格要件 (1)国民健康保険加入者 (2)老人保健法の適用を受けていない者 (3)被用者年金の老齢（退職）年金を受けているもの、又は通算老齢（退職）年金を受けている者で、被用者年金のみの加入期間が20年以上か40歳以後の加入期間が10年以上である者				
内容	<p>1 療養の給付内訳</p> <p>(1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>* なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。</p> <p>2 療養の給付の制度</p> <p>交付金</p>				
経過	<p>1 昭和59年10月 退職者医療制度発足</p> <p>2 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止</p> <p>3 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改定</p> <p>4 平成10年 7月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金1/2相当額を算入</p> <p>5 平成14年10月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金全額を算入</p> <p>6 平成15年 4月 一部負担金改正</p> <p>7 平成20年3月退職者医療制度廃止(26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり)</p>				
必要性	①高齢退職者の給付率の低下を防止し、国民の医療保障を生涯を通じて一貫したものと②被用者保険と国保との退職者をめぐる費用負担の不合理を是正するため、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）により、規定が整備された。				
実施方法	(1直営) (直営の場合) ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 上記「療養の給付の制度」参照 * なお、社会保険診療報酬支払基金へは、政管健保・組合健保・船員組合・各種共済組合等から拠出金を支出している。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	2,698,955	578,368	533,476	611,428	1,058,660	690,978	638,759	
①決算額(25年度は見込み)	2,684,474	578,367	518,738	645,746	689,296	601,558	638,759	
②人件費等	5,124	5,082	4,479	4,796	4,658	7,022		
③減価償却費				1,598	1,711	2,743		
【事務分担量】(%)	60%	60%	55%	55%	55%	85%		
合計(①+②+③)	2,689,598	583,449	523,217	652,140	695,665	611,323	638,759	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	2,689,598	583,449	523,217	652,140	695,665	611,323	638,759	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	1人当り療養諸費(25年度は見込み)	522,848円	512,684円	501,727円	457,407円	465,480円	446,883円	456,904円
	23区順位	1位	4位	1位	3位			
	給付件数(25年度は見込み)	176,889件	39,946件	34,331件	43,636件	43,452件	39,493件	37,597件

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	退職被保険者療養給付費	689,296	退職被保険者療養給付費	601,558	退職被保険者療養給付費	638,759

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	1人当り療養諸費(退職分)	457,407円	465,480円	456,904円	456,904円	—	総費用額÷平均被保険者数
②	給付件数	43,636件	43,452件	39,493件	37,597件	—	
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	制度自体は26年度に廃止予定であり、法定事業として現状のまま継続する。

議会質問状況	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	一般被保険者療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (24年度)	一般被保険者療養費 (01-01-01) 一般被保険者移送費 (01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	34年度	根拠法令等	国民健康保険法	
終期設定	○有 ●無	年度		荒川区国民健康保険条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	一般被保険者が、現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者(当区)が現金をもって支払をする現金給付事業である。 国民健康保険制度では、療養の給付(現物給付)が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。				
対象者等	一般被保険者及び医療機関				
内容	療養の給付を受けることができる場合 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装着を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めるとき。 (柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等) 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむをえない理由によりと保険者が認めるとき。				
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割給付) 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3 平成14年10月 3歳未満2割・70歳以上1割但し、現役並み所得者2割 4 平成18年10月 70歳現役並み所得者3割 5 平成20年4月 義務教育就学前(6歳に達した最初の3月31日以前)2割・70~74歳で1割の者2割(但し、軽減措置で1割に凍結)				
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合) ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 (1) 医科・歯科の療養費 診療内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (2) はり・きゅう・マッサージ 医師の同意書、施術内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (3) 補装具(コルセット等) 医師の意見書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	390,582	460,735	462,932	499,355	415,428	408,618	390,331	
①決算額(25年度は見込み)	390,432	425,724	454,096	423,243	408,617	392,869	390,331	
②人件費等	4,270	3,388	3,257	2,616	1,694	826		
③減価償却費				872	622	323		
【事務分担量】(%)	50%	40%	40%	30%	20%	10%		
合計(①+②+③)	394,702	429,112	457,353	426,731	410,933	394,018	390,331	
国(特定財源)	147,284	115,904	108,892	113,362	125,901	114,286	91,445	
都(特定財源)	26,585	23,641	22,128	12,129	20,971	36,745	23,507	
その他(特定財源)	220,833	289,567	326,333	301,240	264,061	242,987	275,379	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
給付件数(25年度は見込み)	37,825件	42,023件	45,562件	44,858件	45,274件	44,975件	45,020件	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養費	408,617	一般被保険者療養費	392,869	一般被保険者療養費	390,331

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	給付件数	44,858件	45,274件	44,975件	45,020件	—	
②	保険料充当件数	27件	22件	26件	—	—	保険料の滞納解消
③							

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> 療養費請求(柔道整復)では、疑義のある請求が増えている。 療養費の給付(柔整は除く)は、被保険者と保険者が直接接する数少ない機会である。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	医療費通知により被保険者から寄せられた疑義については、保険者として調査・是正し、関係機関(東京都等)に情報提供を行っていく。	医療費通知により被保険者から寄せられた疑義については、保険者として調査・是正し、関係機関(東京都等)に情報提供を行っていく。
②	療養費の支給の機会をとらえ、保険料滞納者には、充当を働きかける。	療養費の支給の機会をとらえ、保険料滞納者には、充当を働きかける。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	退職被保険者療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	退職被保険者療養費（01-01-01） 退職被保険者移送費（01-01-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	59年度	根拠	国民健康保険法	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	一般被保険者療養費と同じく、退職被保険者が現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者（当区）が現金をもって支払をする現金給付事業である。 国民健康保険制度では、療養の給付（現物給付）が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。				
対象者等	退職被保険者等及び医療機関				
内容	療養の給付をうけることができる場合についても、一般被保険者療養費と同じく次のとおりである。 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装置を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めるとき。 (柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等) 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむをえない理由によると保険者が認めるとき。				
経過	昭和59年10月 退職者医療制度発足 会社・官庁などを退職した人が老人保健制度の適用を受けるまでの間、加入する医療保険制度。平成20年(2008年)の新たな高齢者医療制度の創設に伴い廃止となったが、平成26年度までは移行期間として65歳未満の退職者本人・被扶養者に同制度は存続され、65歳以上、75歳未満の人は、一般の国民健康保険に切り替わるようになった。				
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合) ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 (1) 医科・歯科の療養費 診療内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (2) はり・きゅう・マッサージ 医師の同意書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (3) 補装具(コルセット等) 医師の意見書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	69,757	36,027	18,537	18,622	23,187	17,340	12,851	
①決算額(25年度は見込み)	69,562	32,461	13,474	17,563	16,273	12,623	12,851	
②人件費等	1,708	847	814	872	678	0		
③減価償却費				291	249	0		
【事務分担量】(%)	20%	10%	10%	10%	8%	0%		
合計(①+②+③)	71,270	33,308	14,288	18,726	17,200	12,623	12,851	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	71,270	33,308	14,288	18,726	17,200	12,623	12,851	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
給付件数(25年度は見込み)	5,842件	2,897件	1,335件	1,935件	1,881件	1,578件	1,428件	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	退職被保険者療養費	16,273	退職被保険者療養費	12,623	退職被保険者療養費	12,851

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	給付件数	1,935件	1,881件	1,578件	1,428件	—	
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議会質問状況(要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	診療報酬の審査および支払		部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松	
			担当者名	豊田	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	診療報酬の審査および支払（01-01-01）						
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠法令等	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合会との委託契約、覚書及び協定書			
終期設定	○有 ●無 年度						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	医療機関等から請求される診療報酬明細書を審査し、診療報酬の適正かつ迅速な支払いを行う。						
対象者等	被保険者及び医療機関等						
内容	<p>東京都国民健康保険団体連合会に診療報酬の審査及び支払に関する事務を委託し、次の経費を支出する。</p> <p>(1) 審査支払手数料 ①診療報酬審査支払手数料 ②療養費審査手数料</p> <p>(2) 共同電算処理手数料 ①入力処理費 ②テープ作成料</p> <p>(3) レセプト電算処理負担分 (4) 画像レセプト作成管理及びレセプト処分手数料</p>						
経過	<p>1 昭和34年12月 審査及び支払に関する事務開始 2 平成4年4月 共同電算処理、レセプト電算処理事業開始 3 平成20年12月 荒川区画像レセプト方式導入 4 平成23年4月 診療報酬審査支払手数料一本化 5 平成23年11月 9月診療分の診療報酬の早期支払化実施予定(国保連への支払日変更)</p>						
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。						
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員)</p> <p>1 実施方法 年度当初に当該年度の委託契約を締結し、毎月指定された期日までに支払う。</p> <p>2 委託内容 (1) 委託業務 上記内容参照 (2) 委託先 東京都国民健康保険団体連合会 (3) 委託経費 59,794千円(24年度決算額)</p>						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	57,285	60,115	70,437	66,059	64,892	63,209	58,433	
①決算額(25年度は見込み)	57,149	56,451	65,016	64,222	62,051	59,794	58,433	
②人件費等	1,708	1,694	814	872	847	826		
③減価償却費				291	311	323		
【事務分担量】(%)	20%	20%	10%	10%	10%	10%		
合計(①+②+③)	58,857	58,145	65,830	65,385	63,209	60,943	58,433	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	58,857	58,145	65,830	65,385	63,209	60,943	58,433	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	審査手数料件数(25年度は見込み)	1,056,641件	1,061,359件	1,059,341件	1,048,070件	1,045,796件	1,053,507件	1,051,569件
	支払手数料件数(25年度は見込み)	1,011,298件	1,019,631件	1,015,945件	1,002,466件	995,760件	1,011,255件	1,009,696件

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	62,051	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	59,794	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	58,433

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
標	① 審査手数料件数	1,048,070件	1,045,796件	1,053,507件	1,051,569件	—	
	②						
	③						

問題点・課題	
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国保運営上の必要な事業であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No.1

事務事業名	高額療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	一般高額療養費（01-01-01） 退職高額療養費（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 48 年度		根拠	国民健康保険法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活でるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。				
対象者等	被保険者				
内容	1 同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・医科・歯科別)に支払った一部負担金が、下表の限度額を超えたとき、その超えた分を支給する。 (1) 70歳未満 1レセプト21,000円以上の自己負担額を合算する。				
	住民税課税世帯	上位所得者 (総所得金額等が600万円以上の者)	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1% ※第4回目から83,400円		
		上位所得者以外(一般)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% ※第4回目から44,400円		
	低所得者 住民税非課税世帯	世帯全員が住民税非課税	35,400円 ※第4回目から24,600円		
	(2) 70歳以上				
	世帯区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		
	現役並み所得者	住民税課税世帯(注1)	44,400円	80,100円(医療費総額-267,000円)×1% ※4回目~44,400円	
	一般	住民税課税世帯	12,000円	44,400円	
	低所得者Ⅱ(非課税)	世帯全員が非課税世帯	8,000円		24,600円
	低所得者Ⅰ(非課税)	世帯全員の所得が一定以下	15,000円		15,000円
	(注1) 同一世帯に一定の所得(課税所得145万円)以上の70歳以上の国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者がいる者				
	2 厚生労働大臣の指定した特定疾病(血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症及び人口透析が必要な慢性腎不全)の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。				
	3 月の途中で、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した者のその月の限度額は、表の1/2の額で計算する。				
経過	1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設(30,000円以上) 8 平成23年度通院療養費の現物化実施予定 2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施(30,000円以上) 3 昭和51年8月~平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定 4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更 5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入(21年度支給開始) 6 平成21年1月1日 75歳到達月の自己負担限度額の特例制度施行 7 平成22年4月 非自発的失業者の保険料軽減策に伴う高額療養費の区分の再判定実施				
必要性	国民健康保険法第57条の2において、保険者は一部負担金等の額が著しく高額である時は、世帯主または組合員に対し、高額療養費を支給することが規定されている。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 1 <償還払>医療機関からのレセプトが診療月から2月~3月遅れて届き、該当世帯を確認し電算処理後申請書を発送する。手続きに必要なものは次のとおりである。 支給申請書・領収書・銀行口座番号(世帯主) 2 <現物払>限度額認定証を医療機関に提示することにより、受給者が窓口で支払う医療費(保険負担分)は限度額までとなる。医療機関より国保へ請求される。限度額認定証の交付は申請が必要				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	1,333,579	1,414,232	1,507,287	1,676,300	1,610,224	1,737,299	1,741,163	
①決算額(25年度は見込み)	1,266,136	1,378,892	1,444,782	1,479,051	1,569,355	1,601,028	1,741,163	
②人件費等	8,540	9,317	8,958	9,592	9,316	9,087		
③減価償却費				3,196	3,421	3,550		
【事務分担当】(%)	100%	110%	110%	110%	110%	110%	110%	
合計(①+②+③)	1,274,676	1,388,209	1,453,740	1,491,839	1,582,092	1,613,665	1,741,163	
国(特定財源)	401,344	351,780	329,448	371,696	383,494	440,836	402,276	
都(特定財源)	77,641	77,249	72,867	46,805	69,800	149,068	103,410	
その他(特定財源)	795,691	959,180	1,051,425	1,073,338	1,128,798	1,023,761	1,235,477	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	一般支給件数	15,040件	20,564件	24,394件	38,205件	26,649件	27,248件	23,429件
	退職支給件数	3,876件	1,541件	689件	945件	1,033件	950件	908件

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,569,355	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,601,028	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,741,163

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	高額療養費支給件数 (高額介護合算療養費支給件数)	39,109件 (41件)	27,646件 (36件)	28,164件 (34件)	24,306件 (31件)	—	
②	保険料充当件数	111件	119件	131件	—	—	保険料の滞納解消
③							

(問題点・課題)	
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
①	
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	法定の事業であり、給付額も増加している。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	出産育児一時金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	出産育児一時金（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生き生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。				
対象者等	被保険者				
内容	1 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。 2 支給金額350,000円（平成10年4月1日以降出産の場合、なお、平成10年3月31日までの出産については300,000円） 3 妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 4 同一出産につき、社会保険等の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。 5 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始（内容については、事務事業概要「出産費資金貸付事業」参照） 6 平成19年4月より、出産一時金を区から医療機関等に支払う受取代理制度開始。 7 平成21年1月より産科医療制度の制定にともない、その保険料分として支給額の引き上げがされた。35万円⇒38万円 8 平成21年10月より医療機関等への直接払い制度の開始にともない支給額が38万円 ⇒ 42万円に引き上げされた。				
経過	1 昭和 34年 12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2 昭和 43年 4月 育児手当金創設 3 平成 6年 10月 出産育児一時金の創設 4 平成 19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始 5 平成 21年 9月 30日 受取代理制度廃止 6 平成 21年 10月 医療機関への直接払い制度の開始（支払国保連へ 21年度手数料支払件数） 7 平成 23年 4月 直接払い制度・支給額の恒久化・受取代理制度再開始予定				
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の出産に関して、出産育児一時金の給付を行うものとすると規定されている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ○医療機関等への直接支払制度…健康保険証を提示して、分娩する医療機関等に申込み。 ○保険者への申請（直接支払制度を利用しない場合） 手続きに必要なものは次のとおりである。 ＊母子手帳（死産、流産の場合は診断書）・印鑑・保険証・銀行口座番号（世帯主）				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	125,300	153,192	165,252	173,460	167,020	177,240	202,020	
①決算額(25年度は見込み)	125,300	144,241	128,950	154,166	167,007	172,700	202,020	
②人件費等	2,562	2,541	3,258	4,360	4,235	4,131		
③減価償却費				1,453	1,555	1,614		
【事務分担量】(%)	30%	30%	40%	50%	50%	50%		
合計(①+②+③)	127,862	146,782	132,208	159,979	172,797	178,445	202,020	
国(特定財源)	0	0	2,720	7,400	5,270	730	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	127,862	146,782	129,488	152,579	167,527	177,715	202,020	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	支給件数(25年度は見込み)	358件	406件	338件	368件	399件	410件	481件

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	出産育児一時金	167,007	出産育児一時金	172,700	出産育児一時金	202,020

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	支給件数	368件	399件	410件	481件	—	
②	保険料充当件数	33件	53件	79件	—	—	保険料の滞納解消
③							

問題点・課題 （指標点・析・課題）	<p>平成21年10月からの出産育児一時金について、医療機関等への直接払い制度が導入された。分娩費用についてこの制度を利用することにより、被保険者の負担の軽減が図れるものである。また、直接払いの制度を実施しない医療機関もあり、外国人の海外出産ともに窓口請求が残っている。また、同制度に伴う国保連合会への支払い事務が増えている。</p> <p>直接払いの制度を利用していない医療機関へは、出産育児一時金の「受取代理制度」が残っているため事務処理が複雑化している。</p> <p>一方、これまで、出産育児一時金の支給により未納保険料へ一部充当し、収納率向上にも努めていたが、未納世帯においても直接払い及び受取代理制度が選択できるため、保険料充当は少なくなる。</p>
	<p>他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	出産育児一時金の請求支払(直接払い制度等)の積極的なPRを図る。	出産育児一時金の請求支払(直接払い制度等)の積極的なPRを図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	法定の事業であり、少子化対策に寄与している。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	葬祭費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	豊田	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	葬祭費（01-01-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。				
対象者等	荒川区国民健康保険被保険者の葬祭を行った者				
内容	<p>1 被保険者が死亡した場合、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給するものであるが、葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の關係に係わりはないとされている。</p> <p>2 支給金額70,000円（平成10年4月1日以降死亡の場合、なお、平成10年3月31日までの死亡については60,000円）</p> <p>3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。</p>				
経過	<p>1 昭和34年12月 国民健康保険発足時より実施</p> <p>2 昭和39年 4月 ~ 支給金額9回の改定（2,500円⇒70,000円）</p> <p>平成10年 4月</p>				
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の死亡に関して、葬祭費の支給を行うものとして規定されている。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合） ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>国保資格喪失届け時に葬祭費申請を促している（喪失届用紙の複写が葬祭費請求書）</p> <p>平成19年度 資格喪失(死亡)件数 1,393件 支給件数 1,261件</p> <p>平成20年度 " 471件 " 528件(19年度死亡者含)</p> <p>平成21年度 " 370件 " 327件</p> <p>平成22年度 " 408件 " 332件</p> <p>平成23年度 " 356件 " 296件</p> <p>平成24年度 " 356件 " 312件</p> <p>※葬祭費の申請の際は、被保険者と窓口で接触できる機会であり、この機会をとらえて保険料充当に努めている。</p>				

	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算・決算額等の推移	88,270	37,943	33,390	28,700	24,010	22,470	22,050	
①決算額(25年度は見込み)	88,270	36,960	22,890	23,240	20,720	21,840	22,050	
②人件費等	1,708	847	814	872	847	826		
③減価償却費				291	311	323		
【事務分担当】(%)	20%	10%	10%	10%	10%	10%		
合計(①+②+③)	89,978	37,807	23,704	24,403	21,878	22,989	22,050	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	89,978	37,807	23,704	24,403	21,878	22,989	22,050	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
給付件数(25年度は見込み)	1,261件	528件	327件	332件	296件	312件	315件	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	葬祭費	20,720	葬祭費	21,840	葬祭費	22,050

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	給付件数	332件	296件	312件	315件	—	前年度未申請者含(25年度は見込み)
②	保険料充当件数	22件	12件	9件	—	—	保険料の滞納解消
③	対象者への受給率	81.4%	83.1%	87.6%	—	—	給付件数÷被保険者(死亡者)

問題点・課題	請求権が消滅する2年が経過してから、申請の問合せがある。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民事務所等と連携を図り、区報やホームページ等により周知を行う。	区民事務所等と連携を図り、区報やホームページ等により周知を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	結核・精神医療給付金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松			
		担当者名	豊田	内線	2382			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	結核・精神医療給付金（01-01-01）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	○ 昭和 ● 平成 7 年度		根拠	荒川区国民健康保険条例				
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]						
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]						
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]						
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の負担の額に相当する額を支給する。なお、本事業は東京都の単独事業であり、その給付に要した経費は東京都より補助金として交付される。							
対象者等	被保険者							
内容	1 結核医療給付 (1) 結核予防法第34条による医療給付（一般医療） (2) 結核予防法第35条による医療給付（命令入所）							
	2 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付（措置入院） (2) 自立支援医療制度（精神通院）（平成18年4月1日から） * なお、食事療養費関するものは除く							
	3 制度概要（15年4月から） (1) 結核の命令入所・精神の措置入所							
	① 所得税150万円以下の場合		<table border="1"> <tr> <td>保険給付(70%)</td> <td colspan="2">公費(30%)</td> </tr> </table>			保険給付(70%)	公費(30%)	
	保険給付(70%)	公費(30%)						
② 所得税150万円を超える場合		<table border="1"> <tr> <td>保険給付(70%)</td> <td>公費</td> <td>自己負担 (20,000円 限度)</td> </tr> </table>			保険給付(70%)	公費	自己負担 (20,000円 限度)	
保険給付(70%)	公費	自己負担 (20,000円 限度)						
(2) 結核の一般医療（通院）								
		<table border="1"> <tr> <td>保険給付(70・80・90%)</td> <td>公費(25・15・5%)</td> <td>自己負担(5%)</td> </tr> </table>			保険給付(70・80・90%)	公費(25・15・5%)	自己負担(5%)	
保険給付(70・80・90%)	公費(25・15・5%)	自己負担(5%)						
(3) 自立支援医療制度通院医療（18年4月より）								
		<table border="1"> <tr> <td>保険給付(70%)</td> <td>公費(20%)</td> <td>自己負担(10%)</td> </tr> </table>			保険給付(70%)	公費(20%)	自己負担(10%)	
保険給付(70%)	公費(20%)	自己負担(10%)						
この自己負担分のうち補助対象を住民税非課税者に限定（患者票は障害者福祉課）								
経過	1 平成 7年 7月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2 平成12年 9月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4 平成18年 4月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正(5%⇒10%)							
必要性	国又は地方公共団体の負担において行われる医療に関する給付との調整に基づき実施されている。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 療養給付費と同じく、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を実施。 助成を受けるものは、受給者証の申請が必要になった。（平成15年4月から）							

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	12,544	12,590	13,390	14,714	14,893	15,447	16,606	
①決算額(25年度は見込み)	11,265	12,469	13,233	13,898	14,827	15,334	16,606	
②人件費等	854	847	814	872	847	3,304		
③減価償却費				291	311	1,291		
【事務分担量】(%)	10%	10%	10%	10%	10%	40%		
合計(①+②+③)	12,119	13,316	14,047	15,061	15,985	19,929	16,606	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	11,207	12,145	13,121	13,831	13,831	15,234	16,606	
その他(特定財源)	912	1,171	926	1,230	2,154	4,695	0	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
事項名								
給付件数(25年度は見込み)	9,415件	10,305件	10,962件	11,760件	12,582件	13,292件	14,541件	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	結核・精神医療給付金	14,827	結核・精神医療給付金	15,334	結核・精神医療給付金	16,606

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	受給者証発行件数	861件	919件	1,030件	—	—	
②	給付件数	11,760件	12,582件	13,292件	14,541件	—	
③							

(問題点・課題分析)	<p>受給者証の発行について、社保や後期高齢者医療制度の加入者については、都単独公費事業として、各医療保険者を経由することなく事務が行われている。23区は、東京都に対し、都単独公費事業に一本化することを要望しているものの実現されていない。</p>
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	自立受給者証の交付窓口が一本化できるよう引き続き23区として東京都へ要望する。	自立受給者証の交付窓口が一本化できるよう引き続き23区として東京都へ要望する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。

(議会要旨)	<p>平成13年3月 一定一般質問「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」</p>
--------	-------------------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松				
		担当者名	大島	内線	2391				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	後期高齢者事務費(01-02-01)								
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業								
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律					
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則					
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画					
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]							
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]							
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]							
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等に係る窓口業務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスを円滑に提供する。								
対象者等	1 75歳以上の者(20,510人 平成24年4月1日現在) 2 65歳から74歳で一定の障がいを持ち都広域連合の認定を受けた者(126人)、東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者(居住地特例) ※75歳の誕生日を迎えた当日から資格を取得する。								
内容	<p>1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合(平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される)</p> <p>2 患者負担 1割または3割(現役並所得者)</p> <p>3 保険給付 現物給付(医療サービスの提供等)及び現金給付(療養費の支給等) ※患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様</p> <p>4 財源構成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">患者負担</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公費(5割) 〔国:都:区=4:1:1〕</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保険料 1割</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">後期高齢者支援金 (約4割)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※支援金は、0~74歳の現役世代で負担</p> </div> <p>5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は、法令で「広域連合の努力義務」とされている。</p> <p>6 事務の分担 区: 保険料の徴収と窓口業務 広域連合: 資格・賦課・給付業務</p>					患者負担	公費(5割) 〔国:都:区=4:1:1〕	保険料 1割	後期高齢者支援金 (約4割)
患者負担	公費(5割) 〔国:都:区=4:1:1〕								
保険料 1割	後期高齢者支援金 (約4割)								
経過	平成18年6月、医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行。								
必要性	荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務が規定されている。								
実施方法	(1直営) (直営の場合) ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)								
	1 被保険者の資格取得、喪失及び変更受付 2 被保険者への被保険証等の引渡し 3 住民基本台帳、外国人登録情報等の広域連合への情報提供 4 被保険者等からの各種申請書等の受付 5 被保険者等からの相談・照会への対応								

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額		46,597	65,940	69,713	43,763	66,476	58,984	
①決算額(25年度は見込み)		41,812	43,969	43,012	21,713	52,969	58,984	
②人件費等		25,963	42,635	46,949	44,525	52,725		
③減価償却費				17,023	18,038	22,331		
【事務分担量】(%)		335%	576%	586%	580%	692%		
合計(①+②+③)		67,775	86,604	106,984	84,276	128,025	58,984	
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)		67,775	86,604	106,984	84,276	52,969	58,984	
一般財源		0	0	0	0	75,056	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	被保険者数(年度末)		18,630人	19,312人	19,998人	20,510人	20,989人	21,600人
	※25年度は見込み							

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	共済費	臨時職員雇用保険料	4	臨時職員雇用保険料	4	臨時職員雇用保険料	5
	一般賃金	臨時職員(被保険者証切替)	249	臨時職員(被保険者証切替)	280	臨時職員(被保険者証切替)	288
	旅費	後期高齢者担当旅費	5	後期高齢者担当旅費	5	後期高齢者担当旅費	13
	一般需用費	パンフレット・MO・窓あき封筒等	341	パンフレット・MO・窓あき封筒等	680	パンフレット・MO・窓あき封筒等	1,218
	役務費	郵送代金等	1,584	郵送代金等	7,656	郵送代金等	2,770
	委託料	後期医療制度システム運用委託等	19,530	後期医療制度システム運用委託等	37,666	後期医療制度システム運用委託等	39,690
		後期システムカスタマイズ対応経費	0	後期システムカスタマイズ対応経費	6,678	後期システムカスタマイズ対応経費	15,000
	備品購入費						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	被保険者数	19,998人	20,510人	20,989人	21,600人	—	

(問題点・課題)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	法定事務であり、被保険者数も毎年増加している。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	収納管理費(後期高齢者)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	大島	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	収納管理費(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	後期高齢者医療制度被保険者に係る保険料収納に関する事務。				
対象者等	1 75歳以上の者 2 65歳から74歳で一定の障害を持ち都広域連合の認定を受けた者で広域内に居住する者及び東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者				
内容	後期高齢者医療制度保険料の徴収に関すること 1 保険料の納入通知書、納付書を作成・送付すること ※保険料滞納者に対するのアプローチ等は、国保年金課保険料係が行う。				
経過	平成20年 7月 本算定(7月)より普通徴収を開始 平成20年10月 特別徴収を開始 平成21年度分、本算定(7月)実施 平成22年7月 被保険者証の一斉更新				
必要性	荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務が規定されている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 保険料徴収 →保険料の賦課は広域連合が行う。区は保険料情報を受取り期割り処理を行い、納入通知書・納付書及び口座振替依頼書を発送する。 →本算定7月、月次異動賦課については7月以降毎月				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額		37,268	14,671	12,110	9,504	7,454	7,579	
①決算額(25年度は見込み)		20,966	5,901	5,341	5,143	5,888	7,579	
②人件費等		4,235	5,009	5,808	6,201	7,706		
③減価償却費				2,034	2,488	3,227		
【事務分担量】(%)		50%	65%	70%	80%	100%		
合計(①+②+③)		25,201	10,910	13,183	13,832	16,821	7,579	
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)		25,201	10,910	13,183	13,832	16,821	7,579	
一般財源		0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	需用費	納付書・納入通知書等	745	納付書・納入通知書等	1,468	納付書・納入通知書等	1,929
役務費	納入通知書等郵送料	2,648	納入通知書等郵送料	2,534	納入通知書等郵送料	3,332	
	公金取扱手数料	449	公金取扱手数料	526	公金取扱手数料	522	
委託料	口座振替収納テープ作成委託等	1,301	口座振替収納テープ作成委託等	1,360	口座振替収納テープ作成委託等	1,796	
負担金補助及び交付金	特別徴収經由事務手数料(国保連合会)	0	特別徴収經由事務手数料(国保連合会)	0	特別徴収經由事務手数料(国保連合会)	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	特別徴収率	38%	34%	36%	—	—	予算に対する特徴と普徴の収入比率
②	普通徴収率	57%	40%	64%	—	—	予算に対する特徴と普徴の収入比率
③	内 コンビニ収納	8%	8%	8%	—	—	普通徴収におけるコンビニ収納、口座振替、納付書納付の割合
	口座振替	66%	67%	67%	—	—	
	納付書	26%	25%	25%	—	—	

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業である。

議(要旨問状)	
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	収納率向上対策事業費(後期高齢者)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	大島	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	収納率向上対策事業費(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。				
対象者等	後期高齢者医療制度の被保険者(主として保険料滞納者を対象に実施)				
内容	<p>* 保険料収納の向上については、国民健康保険料と併せ、国保年金課保険料係において実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徴収嘱託員(12名)による戸別徴収 2 年金引き落とし継続の依頼(口座引き落としと年金引き落としの選択が可能のため) 3 休日窓口の開設 4 コンビニエストアでの保険料の収納 				
経過	<p>平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される</p> <p>平成20年4月 後期高齢者医療制度施行</p> <p>平成20年7月 後期高齢者医療制度保険料徴収開始</p>				
必要性	荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務が規定されている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				
	上記「内容」と同じ				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額		2,990	6,211	5,499	2,636	2,469	1,883	
①決算額(25年度は見込み)		1,140	1,518	1,387	1,122	1,887	1,883	
②人件費等		2,240	2,443	2,616	2,117	2,065		
③減価償却費				872	778	807		
【事務分担量】(%)		30%	30%	30%	25%	25%		
合計(①+②+③)		3,380	3,961	4,875	4,017	4,759	1,883	
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)		3,380	3,961	4,875	4,017	4,759	1,883	
一般財源		0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤職員報酬		671	非常勤職員報酬	1,338	非常勤職員報酬	897
	色上質紙等		18	色上質紙等	0	色上質紙等	60
	窓あき封筒等印刷		102	窓あき封筒等印刷	209	窓あき封筒等印刷	346
	督促状等郵便料		331	督促状等郵便料	340	督促状等郵送料	580

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	収納率(現年分)	98.01%	98.02%	98.00%	99.20%	99.20%	目標値(26年度)は東京都後期高齢者医療広域連合の25年度目標値
②	収納率(滞繰分)	45.88%	48.69%	53.62%	40.00%	38.00%	目標値(26年度)は東京都後期高齢者医療広域連合の25年度目標値
③							

(問題点・課題分析)	現年分収納率、滞繰分収納率ともに目標値を達成しているものの、未納となっている保険料がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	滞納処分を進めるため、被保険者の状況把握を強化し、納付相談や分割納付など、きめ細やかな対応を行う。	滞納処分を進めるため、被保険者の状況把握を強化し、納付相談や分割納付など、きめ細やかな対応を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業である。

議事(要旨問状)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	広域連合分賦金等事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	大島	内線	2391
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (24年度)	広域連合分賦金等事業費(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	東京都後期高齢者医療広域連合の経費について、区市町村が分担金をもって負担する。				
対象者等	東京都後期高齢者医療広域連合				
内容	1 療養給付費負担金⇒広域連合規約第18条の保険給付に要する経費で、区は広域連合に対し、療養給付費の12分の1に該当する額を負担する。 2 保険料負担金⇒広域連合規約第18条の保険料負担金。区は被保険者から徴収した実績の保険料を広域連合に納付する。 3 保険基盤安定負担金⇒広域連合規約第18条のその他納付金。低所得者等に対し、広域連合条例で定めるところにより行う保険料の減額分について負担する(一般会計からの繰入額の4分の3は都が負担し、区は相当額を繰入れ、4分の4にして広域連合に納付する)。 4 事務費負担金⇒広域連合規約第18条の共通経費で、主に広域連合の組織運営と事務に要するもの。人件費や電算システム経費など義務的経費が大半を占める。 5 保険料等軽減措置負担金⇒政令どおりに算定した保険料が国民健康保険料に比較して著しく高くなることから、平成24・25年の2年間を経過措置として、次の4項目については保険料算定に含めず、区の一般会計で負担するとされた。 (1) 審査支払手数料負担金 (2) 財政安定化基金拠出金 (3) 保険料未収金補填分 (4) 低所得者対策分(東京都独自軽減・所得割額軽減分)				
経過	【東京都後期高齢者医療広域連合規約】 ※平成20年4月1日施行 平成19年3月 1日、東京都都知事許可 平成20年3月31日、東京都知事届出				
必要性	規約第18条により広域連合の経費は、関係区市町村の分担金をもって充てることが定められている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 分賦金の額は、人口、実績などから広域連合が算出し負担金方式で支出し、年度末に実績に応じて調整が行われる。 ※過不足額については、翌年度精算				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算額			3,075,332	3,097,046	3,217,639	3,315,581	3,503,930	3,641,081
①決算額(25年度は見込み)			2,698,375	2,718,343	3,217,638	3,191,570	3,447,707	3,641,081
②人件費等			424	814	872	1,270	1,239	
③減価償却費					291	467	484	
【事務分担当】(%)			5%	10%	10%	15%	15%	
合計(①+②+③)			2,698,799	2,719,157	3,218,801	3,193,307	3,449,430	3,641,081
国(特定財源)			0	0	0	0	0	0
都(特定財源)			0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)			2,698,799	2,719,157	3,218,801	3,193,307	3,449,430	3,641,081
一般財源			0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
負担金補助及び交付金	療養給付費等負担金 区負担分等		1,385,401	療養給付費等負担金 区負担分等	1,472,185	療養給付費等負担金 区負担分等	1,574,479
	保険料等負担金		1,353,788	保険料等負担金	1,469,203	保険料等負担金	1,528,362
	保険基盤安定負担金		263,173	保険基盤安定負担金	291,769	保険基盤安定負担金	301,564
	事務費負担金		60,688	事務費負担金	66,330	事務費負担金	64,430
	保険料軽減措置負担金		128,520	保険料軽減措置負担金	148,220	保険料軽減措置負担金	172,246

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	1人当り分賦金額	161千円	156千円	164千円	169千円	—	各負担金合計÷被保険者数
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	健康診査事業費(後期高齢者)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	大島	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	健康診査事業費(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画	○非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	生活習慣病の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の軽減につなげることを目的とする。				
対象者等	平成23年6月30日現在、75歳以上の被保険者(65歳以上の一定の障害がある方)ただし、介護保険施設入所者や定期的に生活習慣病などで医療機関などに入院している方等を除く。				
内容	①検査項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部X線検査 ②実施時期 平成23年7月1日～11月30日 *22年度から実施期間を1ヶ月延長(7～10月⇒7～11月) ③受診者数 平成23年度11,768人(受診券発行枚数19,884枚)				
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 ※後期高齢者医療制度の健診事業は任意事業 広域連合からの委託事業として区が実施する。国保年金課から健康推進課に執行委任				
必要性	健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL(生活の質)の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 1 区は受診券と案内を送付し、区報などで健診事業の周知を図る。 2 健診の結果については、医療機関から本人に通知する。 3 健康教育、健康相談など対象者が利用できる保健所事業の案内を実施する。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額		138,041	142,656	150,137	159,897	181,206	181,206	
①決算額(25年度は見込み)		116,558	140,269	145,914	154,768	171,171	181,206	
②人件費等		593	407	436	847	826		
③減価償却費				145	311	323		
【事務分担量】(%)		7%	5%	5%	10%	10%		
合計(①+②+③)		117,151	140,676	146,495	155,926	172,320	181,206	
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)		117,151	140,676	146,495	155,926	172,320	181,206	
一般財源		0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	受診対象者(25年度は見込み)			18,637人	19,462人	19,937人	20,389人	21,400人
	受診者数(25年度は見込み)			10,840人	11,141人	11,765人	12,095人	12,500人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		一般需用費	受給券・窓あき封筒等	628	受給券・窓あき封筒等	419	受給券・窓あき封筒等
役務費	郵便料(受診券等郵送)	801	郵便料(受診券等郵送)	1,046	郵便料(受診券等郵送)	1,134	
	共同電算処理及び事務費手数料	73	共同電算処理及び事務費手数料	75	共同電算処理及び事務費手数料	130	
委託料	健診業務委託料	153,266	健診業務委託料	169,631	健診業務委託料	178,957	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	目標受診率	58.0%	61.0%	56.0%	58.0%	58.0%	目標値(26年度)は24年度の目標値(保健医療事業計画)
②	健診受診率	57.8%	60.5%	60.8%	—	—	
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、対象者の受診率の向上に努める。

議(要旨)問状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	葬祭事業費(後期高齢者)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	大島	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	葬祭事業費(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画	○非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。				
対象者等	被保険者の葬祭を行った者。				
内容	1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の關係に係わりはないとされている。 2 支給金額70,000円(広域連合50,000円、区負担20,000円) 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。				
経過	平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月 後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われなため、一般政策(23区共通)で行う。 平成22年4月 都広域連合の給付事業となる。 * 都広域連合の給付額は1件5万円、残る2万円は区の上乗せ給付。				
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 葬儀執行者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 1 葬儀費用の領収書又は会葬礼状等 2 葬儀を行った者の金融機関の口座番号 3 印鑑				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算額			73,714	75,820	83,083	78,990	82,843	86,353
①決算額(25年度は見込み)			60,466	70,503	78,830	78,207	80,944	86,353
②人件費等			1,410	2,525	2,654	2,390	3,162	
③減価償却費					1,220	1,089	1,452	
【事務分担当】(%)			38%	45%	42%	35%	45%	
合計(①+②+③)		0	61,876	73,028	82,704	81,686	85,558	86,353
国(特定財源)			0	0	0	0	0	0
都(特定財源)			0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)			61,876	73,028	82,704	81,686	80,944	86,353
一般財源		0	0	0	0	0	4,614	0
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	給付件数(25年度は見込み)		863件	1,006件	1,124件	1,115件	1,156件	1,230件

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		需用費	申請書等作成用上質紙 支給決定通知書送付用封筒印刷	5 63	申請書等作成用上質紙 支給決定通知書送付用封筒印刷	0 80	申請書等作成用上質紙 支給決定通知書送付用封筒印刷
役務費	郵送料	89	郵送料	84	郵送料	101	
負担金補助及び交付金	葬祭費	78,050	葬祭費	80,780	葬祭費	86,128	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	給付件数	1,124件	1,115件	1,156件	1,230件	—	
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	東京都広域連合の給付事業に、区が上乘せして支給しており、優先度は高い。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	収納管理費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	成瀬	内線	2386
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	収納管理費(01-06-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者の保険料収納に関する事務				
対象者等	被保険者				
内容	次の事務に要する経費(消耗品購入、印刷製本、郵便料及び委託料)を支出 (1) 保険料の納入 (2) 納付相談 (3) 口座振替の促進 (4) 保険料の督促、催告 (5) 過誤納還付及び充当				
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始				
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員) (1) 保険料納入 納付書(コンビニ収納を含む)による自主納付、口座振替及び徴収嘱託員による個別徴収等。 (2) 納付相談 日常の納付相談はもちろん、滞納者には呼出状を送付し早期の納付を促す。 (3) 口座振替の促進 銀行、郵便局の預貯金口座から毎月末に引落としとなることによる利便性を周知する。 (4) 保険料の督促、催告 平成12年度より収納体制を強化するため、督促状を毎月送付しているが、17年度からその発行を1ヵ月早めた結果、収納率向上の一要因となった。また、催告書は年2回の送付とし、18年度からは利用率の少ない納付書は同封せず、お知らせのみとする。(11年度までは督促状は年6回、催告書は年4回送付) (5) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行なう。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算額	28,661	27,218	25,068	23,257	21,926	20,162	20,357	
①決算額(25年度は見込み)	22,440	17,918	17,353	17,438	17,247	17,512	20,357	
②人件費等	42,135	40,621	38,931	51,554	46,162	44,762		
③減価償却費				20,335	19,251	23,428		
【事務分担当】(%)	622%	565%	590%	700%	619%	726%		
合計(①+②+③)	64,575	58,539	56,284	89,327	82,660	85,702	20,357	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	64,575	58,539	56,284	89,327	82,660	85,702	20,357	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	調定額(現年分)	6,491,114	5,781,389	5,734,545	5,808,159	6,061,599	6,125,669	
	収納額	5,550,947	4,739,584	4,696,995	4,713,970	4,992,424	5,087,220	
	収納率	85.52%	81.98%	81.91%	81.16%	82.36%	83.05%	
	調定額(滞繰分)	2,347,792	1,937,522	2,017,494	2,060,958	2,152,481	2,210,939	
	収納額	311,765	252,957	281,924	258,866	324,691	326,286	
収納率	13.28%	13.06%	13.97%	12.56%	15.08%	14.76%		

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		共済費	臨時職員健康保険料等	9	臨時職員健康保険料等	7	臨時職員健康保険料等
一般賃金	事務補助	1,048	事務補助	1,104	事務補助	1,151	
一般需用費	印刷製本(定期納付書等)	1,961	印刷製本(定期納付書等)	2,574	印刷製本(定期納付書等)	3,483	
役務費	郵送料・公金取扱手数料	11,279	郵送料・公金取扱手数料	10,951	郵送料・公金取扱手数料	12,263	
委託料	OCR・MT事務処理委託等	2,950	OCR・MT事務処理委託等	2,876	OCR・MT事務処理委託等	3,280	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	督促状発送数	116,095枚	114,290枚	112,547枚	—	—	
②	催告書発送数(4月)	12,222枚	14,195枚	13,424枚	—	—	
③							

(問題点・課題)	
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
①	
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	国民健康保険の財政運営に係る重要な事業である。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	収納率向上対策事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	成瀬	内線	2386
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	収納率向上対策事業（01-07-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠	国民健康保険法 国民健康保険特別調整交付金交付方針	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区特別対策事業実施要領	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	国民健康保険の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。				
対象者等	被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）				
内容	1 口座振替の促進強化 2 休日窓口の開設、納付相談の強化 3 短期証（年2回発行）の交付・資格証明書の発行による、滞納者への接触機会の拡大 4 悪質滞納者への滞納処分 5 コンビニエンスストアでの保険料の収納 6 納付案内センターによる未納者への訪問徴収及び電話催告 ※ 納付案内センターへの平成27年度完全移行に伴い、徴収嘱託員を段階的に削減（平成25年度 12名 → 8名） 7 徴収嘱託員（8名）による戸別徴収				
経過	1 昭和63年 4月 徴収嘱託員（12名）制度を導入 2 平成12年11月 介護第1号保険料徴収開始に伴い、徴収嘱託員を14名体制 3 平成18年 4月 滞納整理専門員を導入（人材派遣）、平成22年に非常勤職員の雇用に切替 4 平成25年 4月 滞納整理専門指導員（非常勤）を雇用 5 平成25年 4月 条例施行規則改正により口座振替を原則化 6 平成25年 4月 納付案内センターによる訪問催告及び徴収を開始 7 平成25年 7月 ペイジー口座振替受付サービスを開始				
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）				
	1 口座振替の促進	加入時に窓口で奨励し、ペイジー口座振替受付サービスにより手続の簡便化を図る。			
2 休日窓口（年6回）	平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。				
3 短期証	現年度以外の滞納者を対象とし、納付相談などを行い交付する。				
4 資格証明書	長期滞納者に対して資格証明書を交付する。				
5 滞納処分	悪質滞納者の滞納処分（差押）を進める。				
6 コンビニ収納	収納代行業者への業務委託により平成18年10月から実施。				
7 納付案内センター	業務を委託し、訪問による催告、徴収及び電話催告を実施する。				
8 徴収嘱託員	保険料携帯端末収納システムを利用して、訪問により収納する。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算額		73,609	75,172	91,781	80,950	80,580	71,141	106,631
①決算額(25年度は見込み)		61,992	59,729	72,842	63,553	74,405	66,217	106,631
②人件費等		37,172	39,515	29,889	38,176	31,400	39,741	
③減価償却費					13,508	12,564	17,910	
【事務分担当】(%)		471%	495%	395%	465%	404%	555%	
合計(①+②+③)		99,164	99,244	102,731	115,237	118,369	123,868	106,631
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)		99,164	99,244	102,731	115,237	118,369	123,868	106,631
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	保険料収納率 荒川区(現年分)	85.52%	81.98%	81.91%	81.16%	82.36%	83.05%	86.57%
	23区平均(現年分)	85.34%	82.49%	82.20%	82.17%	83.68%	—	—
	23区順位(現年分)	12位	14位	13位	14位	15位	—	—
	保険料収納率 荒川区(滞繰分)	15.07%	13.06%	13.97%	12.56%	15.08%	14.76%	16.42%
	23区平均(滞繰分)	25.06%	22.57%	22.66%	21.91%	23.36%	—	—
	23区順位(滞繰分)	22位	23位	23位	23位	22位	—	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
報酬	非常勤職員報酬	44,671	非常勤職員報酬	42,137	非常勤職員報酬	40,421	
その他の時間外	時間外勤務手当	2,533	時間外勤務手当	2,085	時間外勤務手当	2,393	
共済費	非常勤職員社会保険料等	6,559	非常勤職員社会保険料等	6,225	非常勤職員社会保険料等	6,635	
特別旅費	徴収嘱託員旅費	833	徴収嘱託員旅費	808	徴収嘱託員旅費	565	
一般需用費	印刷製本(資証明書・短期証等)	2,324	印刷製本(資証明書・短期証等)	962	印刷製本(資証明書・短期証等)	1,745	
役務費	郵送料(催告予告書通知等) 滞納整理事務指導人材派遣	11,387	郵送料(催告予告書通知等)	3,335	郵送料(催告予告書通知等)	6,060	
委託料	コンビニ収納基本料・情報取扱手数料	6,098	コンビニ収納基本料・情報取扱手数料、納付センター	10,665	コンビニ収納、納付センター、 ペイジー口座振替	43,542	
備品購入費					ペイジー口座振替受付端末機、納付案内センター備品	5,270	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	収納率(現年分)(25年度は見込み)	81.16%	82.36%	83.05%	86.57%	87.67%	25年度及び目標値(26年度)は東京都国保財政安定化支援方針の目標値
②	収納率(滞繰分)(25年度は見込み)	12.56%	15.08%	14.76%	16.42%	18.08%	
③							

問題点・課題	1 滞納繰越分を増やさないためには、現年度の収納率を向上していく必要がある。 2 悪質な滞納者に対しては、財産調査等を行い、差押え等の滞納処分を強化していく必要がある。
	(他 区 の 実 施 状 況) (実 施 22 区 未 実 施 区)

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に取り組む具体的な改善内容
① ペイジー口座振替受付サービスを導入し、現年分の収納率を向上させる。	口座振替による納付勧奨を促進する。
② 新たに滞納整理専門員を配置し、財産調査等を行い、差押え等の滞納処分を進める。	滞納者の状況把握を強化し、財産調査等を行い、差押え等の滞納処分を進める。
③ 納付案内センターの実施する電話と訪問による催告を充実させていく。	納付案内センターの実施する電話と訪問による催告を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	国民健康保険の財政運営に係り、優先度の高い事業である。

議(要旨)問(状)況	・平成18年一定一般質問 「収納率の向上に向けた取り組み」 ・平成24年一定一般質問 「歳入課の創設、保険料から税への転換」
------------	-------------------------------------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	一般事務費(福祉年金事務)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	村松
		担当者名	中村	内線	2416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	一般事務費【福祉年金事務】(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	34年度	根拠法令等	国民年金法	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	昭和34年11月に国民年金制度が発足した当時、すでに老齢、障害、母子の状態にあった人や、拠出制の国民年金の加入期間が短く、拠出制の年金が受けられなかった人を対象に全額公費負担により福祉年金を支給し、国民年金制度を経過的・補完的に補い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与する。				
対象者等	1 明治44年4月1日以前に生まれた区内在住者(平成24年3月末現在の対象者数:4人) 2 大正5年4月1日以前生まれの区内在住者で、保険料納付期間等が本来の老齢年金受給要件に達しない人(同:0人)				
内容	1 年金額及び支払時期 ・年金額 402,900円(一部支給停止者は313,400円) ・支払時期 4月、8月、12月(希望により11月)の年3回 ※所得制限額(扶養人数0人の場合) ①本人所得1,595千円以下(全額支給) ②配偶者・扶養義務者の所得⇒3,401千円未満(全額支給)⇒6,287千円以下(一部支給) 2 老齢福祉年金定時届の受付・審査及び所得状況届関係連名簿の作成・送付 3 日本年金機構より審査結果(支給区分、一部停止額)の通知 4 年金証書の回収(4月、8月) ※年金証書の回収は日本年金機構で行う。 5 福祉年金受給権者死亡届、未支給福祉年金支給請求書等各種届出書の受付、送付				
経過	昭和34年11月 福祉年金制度発足 昭和61年4月 基礎年金の導入に伴い、福祉年金は老齢福祉年金のみになる。 (障害福祉年金受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金受給者は遺族基礎年金に、それぞれ裁定替え。) 平成12年4月 区の事務が国の機関委任事務から法定受託事務になる。 平成18年4月 老齢福祉年金証書の回収業務が、区から東京社会保険事務局に移管される。 平成22年1月 日本年金機構発足(東京事務センター)				
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 区では、日本年金機構(東京事務センター)と連携して次の業務を実施している。 ・日本年金機構(東京事務センター)から定時連名簿→区へ送付→日本年金機構(東京事務センター)へ報告 ・(区)扶養義務者氏名の確認・報告→日本年金機構(東京事務センター)へ報告 ・(区)受給者の生存確認、死亡情報の連絡→日本年金機構(東京事務センター)へ報告(年4回)				

		(単位:千円)						
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算・決算額等の推移	予算額	25	478	458	493	593	371	375
	①決算額(25年度は見込み)	6	376	342	360	438	302	375
	②人件費等	427	424	407	436	423	413	
	③減価償却費				145	156	161	
	【事務分担量】(%)	5%	5%	5%	5%	5%	5%	
	合計(①+②+③)	433	800	749	941	1,017	876	375
	国(特定財源)	45	1	342	360	438	302	375
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	388	799	407	581	579	574	0
実績の推移	事項名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	受給権者数(25年度は見込み)	22人	17人	8人	6人	4人	4人	3人
	内、全額支給	17人	13人	6人	4人	2人	2人	2人
	半額支給	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人
	支給停止	4人	3人	1人	1人	1人	1人	1人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
一般需用費	事務用消耗品		351	事務用消耗品	127	事務用消耗品	196
	郵送料			郵送料		郵送料	
	パソコン通信費	74		パソコン通信費	162	パソコン通信費	161
負担金補助及び交付金	国民年金協会分担金		13	国民年金協会分担金	13	国民年金協会分担金	18

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
①	高齢福祉年金受給権者数	6人	4人	4人	3人	—	
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	規模は減少傾向にあり、法定受託事務として、現状のまま継続する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	基礎年金事務費	部課名 担当者名	福祉部国保年金課 中村	課長名	村松
				内線	2416
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（24年度）	基礎年金事務(01-01-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	34 年度	根拠	国民年金法・特定障害者に対する特別障害給付金の	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	支給に関する法律	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	20歳以上60歳未満の方(厚生年金加入者等を除く・60歳以上70歳未満は任意加入)が対象となる国民年金への加入をはじめとした国民年金制度に係る各種届出受付時に、迅速かつ正確な事務処理を行うこと、及び日本年金機構の国民年金関連業務に対して協力連携を行うことにより、区内在住者の年金権確保を図っていくことを事務事業の目的とする。				
対象者等	区内在住者全般(うち、適用事務は20歳以上70歳未満の厚生年金等未加入者、年金保険料免除等事務は20歳以上60歳未満の第1号被保険者《自営業や学生の方など》を、それぞれ対象とする)				
内容	① 適用事務 国民年金への加入届をはじめとする各種届出書の受理、審査及び年金事務所への送付事務 ② 給付事務 国民年金制度における各種年金・一時金(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金など)や特別障害給付金に係る裁定請求書や各種届出書の受付及び年金事務所への送付事務 ③ 年金保険料免除等受付事務 国民年金保険料(24年度は、14,980円/月)の各種免除・猶予制度等に係る申請書の受付及び日本年金機構への送付事務 ④ 広報事務 国民年金制度の周知を目的とした諸事業(「あらかわ区報」への記事掲載・区ホームページへの情報掲載)				
経過	昭和34年 4月	国民年金法公布			
	昭和35年 10月	適用事務開始			
	昭和36年 4月	保険料徴収事務			
	昭和57年 1月	外国人の適用始まる			
	昭和61年 4月	全国民を対象とする基礎年金制度の導入			
	平成 3年 4月	学生の適用開始			
	平成 9年 1月	基礎年金番号制の導入			
	平成12年 4月	区の年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務へ・学生納付特例制度創設			
	平成14年 4月	保険料の収納及び第3号被保険者に係る届出受付が国へ移管・半額免除制度創設			
	平成17年 4月	特別障害給付金制度及び若年者納付猶予制度創設			
	平成22年 1月	日本年金機構発足			
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 区報・窓口配布案内及び日本年金機構との連携によるパンフレット等の充実により実施。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位:千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,176	2,089	1,954	10,322	12,303	14,425	14,430	
①決算額(25年度は見込み)	1,486	1,544	1,431	9,812	12,204	14,251	14,430	
②人件費等	71,450	63,564	73,871	63,472	66,427	63,180		
③減価償却費				24,780	28,612	26,849		
【事務分担当】(%)		10	1117%	853%	920%	832%		
合計(①+②+③)	72,936	65,108	75,302	98,064	107,243	104,280	14,430	
国(特定財源)	1,486	1,544	1,431	9,812	12,204	14,251	14,430	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	71,450	63,564	73,871	88,252	95,039	90,029	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	受給者数(老齢基礎年金等+障害基礎年金等)	37,880人	39,113人	40,983人	40,719人	41,504人	41,504人	
	被保険者関係届書受付件数	4,250件	4,338件	4,303件	3,998件	4,089件	3,611件	
	免除等申請書受付件数	8,189件	8,455件	8,422件	8,521件	8,775件	8,895件	
	国民年金特集号発行部数	73,000部	72,000部	82,000部	—	—	—	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
報酬	非常勤報酬	9,922	非常勤報酬	11,973	非常勤報酬	11,973	
共済費	非常勤社会保険料	1,339	非常勤社会保険料	1,668	非常勤社会保険料	1,690	
職員旅費	近接地内旅費	3	近接地内旅費	8	近接地内旅費	10	
一般需用費	消耗品及び印刷製本(届出書等)	808	消耗品及び印刷製本(届出書等)	535	消耗品及び印刷製本(届出書等)	649	
役務費	郵送料	93	郵送料	67	郵送料	108	
備品購入費	パンフレット用スタンド	39					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度(見込み)	目標値(26年度)	
標	① 受給者数(老齢基礎年金等+障害基礎年金等)	40,719	41,504	41,504	—	—	国民年金制度による年金等受給者数(24年度は未確定)
	② 被保険者関係届書受付件数	3,998	4,089	3,611	—	—	国民年金加入届ほか、国民年金被保険者に係る各種届出書受付件数
	③ 免除等申請書受付件数	8,521	8,775	8,895	—	—	国民年金保険料に係る免除等の申請書受付件数

(問題点・課題)	退職等により、厚生年金等から国民年金への新規加入手続あるいは再加入手続をしなくてはならないところを手続をしないでいたために、未納期間をつくってしまい、年金受給資格期間を満たせない者がいる。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に取り組む具体的な改善内容
①	日本年金機構との連携等により、国民年金制度の案内を充実させ、加入手続きの忘れ等がないように周知する。	日本年金機構との連携等により、国民年金制度の案内を充実させ、加入手続きの忘れ等がないように周知する。
②	平成23年度から実施した年金ネットサービス等をより活用し、相談業務を充実させる。	平成23年度から実施した年金ネットサービス等をより活用し、相談業務を充実させる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定受託事務である。

議(要質旨)会(状)況	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年一定一般質問 「救済措置等で国に働きかけをする要望について」 平成15年三定一般質問 「中学校教育における年金教育について」 平成16年三定一般質問 「国民年金への不信が増大していることに対し、分かりやすく理解される年金制度を目指し、社会保険事務所との連携を強化することについて」 平成19年二定一般質問 「区として、年金制度等の相談体制をとり、社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに必要な書類の発行を無料にして便宜を図ることについて」
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------